

ベトナム共産党による汚職防止の取組み ～党の規律施行と刑事手続の二重構造～

JICAベトナム長期派遣専門家

河野 龍三

1 はじめに¹

2021年1月に開始したJICA「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」にはベトナム共産党²の組織である中央内政委員会（CIAIC）が実施機関（カウンターパート、CP）に加わっている。CIAICとの間では汚職防止³をテーマに活動を実施しており、2023年10月には、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）等のご協力を得て本邦研修を実施した。

近時、ベトナムにおける汚職防止の取組みは共産党主導の下で行われていると言われていることがある。このことは、当職が汚職防止に関する党の方針や文献を研究し、汚職に関与したとされる党員の規律施行や刑事手続の報道に接する中で、日々実感している。本稿ではまず、汚職防止の法令や党の文献の一部をご紹介します、汚職取締の各機関の役割を概観した後、党の組織による活動を検討し、実際に摘発された汚職事件にも言及することで、「汚職防止が党主導で行われている」とはどういう意味か考察したい⁴。

2 ベトナムにおける汚職防止の歴史

本論に入る前に、ベトナムにおけるこれまでの汚職防止の取組みについて大きな流れを確認しておく。本項の多くはグエン・タイン・フエン氏の論文⁵に基づいており、詳細はそちらをご覧ください。

1945年のベトナム民主共和国（当時の北ベトナム）の独立宣言後、汚職取締の専門機関として特別監査委員会と特別裁判所が設置され、特別監査委員会が汚職事件の摘発・捜査・起訴を、特別裁判所がその審理を行っていた。その後、特別監査委員会は政府の下に位置付けられ、捜査・起訴権限を失い、現在の政府監査院となっている。ベトナムは1986年にドイモイ政策を採択、市場経済への移行が始まり、経済発展とともに汚職の機会が拡大したとされる。

2003年の国連腐敗防止条約（UNCAC）⁶への加盟を経て、2005年には汚職

¹ 本稿の見解は筆者の私見であり、JICAはもとより日本の法務省その他の組織を代表するものではない。ベトナムの法令、共産党の文献等の内容についてはベトナム語の原典を参照されたい。なお、本稿掲載の情報は2023年12月31日までの内容であり、報道等の二次、三次情報を含む上、一部は越語からの自動英訳を参照している。

² 党と国家機関の関係に関しては、ICD NEWS第96号（2023.9）47頁以下の拙稿を参照。

³ 「汚職防止」と訳した言葉の越語原文は「phòng, chống tham nhũng, tiêu cực」であり、「汚職（tham nhũng）」及び「消極（tiêu cực）」の「防止（phòng）」（prevention）、「反（chống）」（anti）の両方を含む。「消極」の意味については後述する。

⁴ ベトナムの汚職防止法制に関する論考として、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の研究報告、「東南アジア諸国の汚職防止法制」（2021年）207頁以下の「ベトナム社会主義共和国における汚職防止法制」（二子石亮教官）がある。

⁵ 同志社大学大学院博士論文「今日のベトナムにおける汚職・腐敗問題への取り組み：新たな模索と課題についての考察」（2021年11月）。指導教授は小山田英治教授。

⁶ 「United Nations Convention against Corruption」。

防止法を制定、同法に基づき「汚職防止中央指導委員会」を設立し、政府監査院・公安省・最高人民検察院（SPP）にはそれぞれ汚職取締部門が設置された⁷。当初の汚職防止中央指導委員会のヘッドは当時のグエン・タン・ズン政府首相であり、2009年には「2020年までの汚職防止国家戦略」が発行された⁸。

2011年の第11回党大会においてグエン・フー・チョン氏が共産党書記長に就任し、特に2期目となる2016年以降は「đốt lò（焼却炉に火をつける）」というスローガンの下、幹部党員の処分を含む聖域なき反汚職闘争が展開されるようになった⁹。2018年には、2015年刑法と整合させるために新たな汚職防止法¹⁰が制定された（以下、単に「汚職防止法」というときは2018年法を指す。）¹¹。2021年1～2月の第13回党大会ではチョン書記長が三選された。同党大会決議や法・司法改革の新方針（2022年11月9日付中央執行委員会決議27号）、汚職防止に関して新たに発行された党の各文献、汚職防止中央指導委員会に関する報道記事を見ても、党の方針に大きな変化は見られない。

3 ベトナムにおける汚職防止の法令

本項では、汚職防止の法令について概観する。汚職防止に係る法規範文書の一例は以下である¹²。

法律	下位規程など
2015年刑法（100/2015/QH13、2017年に修正・補充）	汚職犯罪等の審理における刑法の諸規定の適用を案内する最高人民裁判所裁判官評議会決議03号（03/2020/NQ-HĐTP）
2018年汚職防止法（36/2018/QH14）	汚職防止法の一部条項及び施行措置を詳細に規定する政府議定59号（59/2019/NĐ-CP） 職務・権限を有する者の財産・収入の監視に関する政府議定130号（130/2020/NĐ-CP）
2018年告発法（25/2018/QH14）	告発法の一部条項及び施行措置を詳細に規定する政府議定31号（31/2019/NĐ-CP）
2022年監査法（11/2022/QH15）	監査法の一部条項及び施行措置を詳細に規定する政府議定43号（43/2023/NĐ-CP）

⁷ 2005年汚職防止法75条1項参照。

⁸ ズン政府首相が署名した2009年5月12日付政府決議21号（21/NQ-CP）によって発行された文書で、各省大臣、汚職防止中央指導委員会の事務局長、省・中央直轄市人民委員会的主席等を名宛人とし、汚職・浪費の防止抑制の任務を割り当てたもの。なお、「2030年までの汚職防止国家戦略」の策定に関する2022年12月9日付首相決定1521号が発行されている。

⁹ ズン氏は2011年に首相に留任したが、2016年の第12回党大会では党中央委員から外れ、引退となった。

¹⁰ 越語は「LUẬT PHÒNG, CHỐNG THAM NHŨNG」。

¹¹ 2015年刑法において民間部門の汚職が犯罪化された（353条6項、354条6項、364条6項）ことから、2018年汚職防止法には企業等における汚職防止に関する章が新たに設けられた（78～82条）。

¹² 2015年刑法、2018年汚職防止法は「ベトナム六法」にて日本語仮訳を公開している。https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html

ベトナムでは、汚職犯罪の構成要件・罰則は全てが刑法典、つまり現在の2015年刑法に規定されている。同法第23章「職務に関する犯罪」第1節「汚職犯罪」(353～359条)及び第2節「職務に関するその他の罪」のうち贈賄関係の犯罪(364～366条)が典型である。また、責任不足により重大な被害を引き起こす罪(360条)、故意に職務上の秘密を漏えいする罪等(361条)も汚職に関連して適用される可能性がある。企業等(国有以外の企業・組織)で職務・権限を有する者も財産横領罪、収賄罪の処罰対象になり、これらの者に対する贈賄も犯罪になる(353条6項、354条6項、364条6項)。

一方、犯罪の構成要件以外の汚職防止全般を規定する法律は汚職防止法である。汚職防止法は2005年に制定、2007年及び2012年に一部が修正・補充され、現行法は2018年11月20日に成立、2019年7月1日から施行されている。汚職防止法は、汚職行為として国家区域の12類型(財産横領、収賄、職務・権限濫用による財産奪取など)、民間区域の3類型(財産横領、収賄、贈賄・賄賂の仲介等)を規定し(2条)、汚職とは「職務・権限を有する者が利得のためにその職務・権限を利用する行為である」と定義する(3条1項)ほか、汚職防止に関する機関・組織・部門・企業等の責任、国民の権利義務、宣伝、普及・教育等を規定している。単純な比較は難しいが、日本における国会議員資産公開法、会計検査院法、公益通報者保護法、国家公務員倫理規程、各企業における企業倫理規範など、汚職に関連する広汎な規制を包含するものと位置付けられる。汚職防止法の下位規程として、汚職防止法の一部条項及び施行措置を詳細に規定する政府議定59号が2018年汚職防止法の施行日に発行され、2019年8月15日に施行されている。同議定は、例えば、汚職防止法23条の「利益相反」の類型及びその対処方法について詳細を規定している。

汚職防止法には、公務員等の財産・収入の開示義務が定められており、政府監査院などが財産・収入を監視すると規定されている(30条以下)。政府議定130号は財産・収入の開示に関するもので、開示義務の対象者の詳細等を規定している。

また、汚職犯罪等の審理における刑法の諸規定の適用を案内する最高人民裁判所裁判官評議会決議03号は、例えば、財産横領罪や収賄罪で死刑判決を受けた者の減刑条件である「横領、収賄した財産の少なくとも4分の3を主体的に返納する」という規定(40条3項c))について具体例を用いて案内している。

告発法は、一般市民が公務員による違法行為を各管轄機関に告発する手続等を定め、監査法は、政府監査院ないし各級の監査機関による行政監査の実施等を定めており、いずれも汚職事件・事案の端緒に関するものとして重要である。

その他、公務員の禁止事項や懲戒処分を定める幹部・公務員法(22/2008/QH12、2019年に修正・補充)、汚職財産の回収に関する民事判決執行法(41/2019/QH14、2022年に修正・補充)、汚職犯罪捜査の国際協力において重要な司法共助法(08/2007/QH12)、マネーロンダリング防止法(14/2022/QH15)などが汚職防止の関係法令として挙げられよう。

4 汚職防止に関する共産党の文献

次に、汚職防止に関する共産党の文献について検討する。党の文献の一例は以下のとおりである。

日付	名称	内容
2011年 1月19日	共産党規約 ¹³	党員の権利・義務、入党手続、党の組織・機構、検査・監察、規律施行等を定めた最も基本的な文献
2021年 2月1日	共産党第13回国代表大会決議	2021年1～2月に開催された第13回党大会の決議、2021～2026年の党方針に関する最重要文献
2022年 11月9日	中央執行委員会決議27号(27-NQ/TW) ¹⁴	第13回党大会決議、第13期第6回中央執行委員会総会等を踏まえたいわゆる法・司法改革の新方針(従前の48号・49号決議の後継文献)
2022年 11月28日	中央執行委員会計画11号(11-KH/TW) ¹⁵	法・司法改革の新方針を実施するための計画であり、2026年までの各任務を党機関・国家機関内の党組織に割り当てるための文献

日付	名称	内容
2014年 1月3日	政治局指示33号(33-CT/TW)	党員や各機関の指導者による財産の申告及び申告の監視に対する党の領導強化に関する文献 ¹⁶
2016年 5月15日	政治局指示05号(05-CT/TW) ¹⁷	第11期の政治局指示03号の実施を踏まえ、第12回党大会決議の実践において、ホー・チ・ミン思想・教育の学習を強化し、それに従うために定められた文献(チョン書記長が署名)
2017年 5月23日	中央執行委員会規定85号(85-QĐ/TW)	政治局・書記局の管理に属する幹部の財産申告に対する検査・監察に関する文献 ¹⁸
2019年 9月23日	政治局規定205号(205-QĐ/TW)	第12回党大会決議の実践において、幹部任務 ¹⁹ における権力の監視及び反・幹部任務における汚職 ²⁰ に関する文献(チョン書記長が署名)
2021年 6月2日	書記局指示04号(04-CT/TW)	第13回党大会決議を踏まえ、汚職・経済事件における逸失・奪取財産の没収事業に関して党の領導を強化するために発出された文献(当時のヴォー・ヴァン・トゥオン書記局常任 ²¹ が署名)

¹³ 前掲ICD NEWS第96号(2023.9)67頁以下に仮訳あり。

¹⁴ ICD NEWS第95号(2023.6)49頁以下に仮訳あり。特に、「IV-任務及び解決法」のうち、「8. 国家権力統制制度の完備、汚職・消極的現象の防止の促進」の項を参照。

¹⁵ 前掲ICD NEWS第95号(2023.6)62頁以下に仮訳あり。

¹⁶ 幹部・党員・公務員・職員による財産の申告及び申告の監視は汚職防止の重要な解決策との観点から、機関・組織・単位の指導者に対しその厳格な実施を指示するもの。

¹⁷ 2021年5月18日付で、同指示の継続に関する政治局結論01号(01-KL/TW)が発行されている。

¹⁸ 政治局・書記局・中央検査委員会等による検査・監察において、政治局・書記局の管理に属する幹部は要求に従って十分・忠実・適時に報告し、関連する情報・資料等を提供しなければならないことや、違反の処理などを規定。

¹⁹ 越語は「công tác cán bộ」であり、組織における採用・配置・評価・研修・免任などいわゆる人事業務を指す。

²⁰ 越語は「chạy chức, chạy quyền」。職位・権力を得るために不当な手段(例えば、コネや賄賂)を用いるという意味。

²¹ 越語は「Thường trực」、漢越語は「常・直」。日本語の常設という意味に近く、「常任」と訳されることが多い。役職に用いられる場合、筆頭のようなニュアンスがあると理解している。

2021年 9月16日	中央執行委員会規 定32号 (32-QD/ TW)	2013年2月1日付中央執行委員会決定162号 等に基づき、汚職防止中央指導委員会の任務・権限 等について定めた文献 (チョン書記長が署名)
2021年 10月25日	中央執行委員会結 論21号 (21-KL/ TW)	マルクス・レーニン主義及びホー・チ・ミン思想に 沿い、党員の「自演變 ²² 」、「自転化 ²³ 」を阻止・厳正 対処することを目的とした、第13期第4回中央執 行委員会総会の結論の文献 (チョン書記長が署名)
2021年 10月25日	中央執行委員会規 定37号 (37-QD/ TW)	第13期第4回中央執行委員会総会の議論を踏ま え、党規約、憲法等に基づき、党の規律強化等を目 的に19の党員の禁止事項を定めた文献 (チョン書 記長が署名)
2021年 11月3日	中央執行委員会規 定41号 (41-QD/ TW)	党規約、党の幹部任務に関する規定等に基づき、党 幹部に対する免任 ²⁴ ・辞職について定めた文献 (トゥ オン政治局員が署名)
2022年 3月8日	汚職防止中央指導 委員会規定16号 (16-QD/BCDTW)	党規約、検査・監察に関する党の規定等に基づき、 汚職防止中央指導委員会の常任機関であるC I A C の提案を審査し、同委員会による検査・監察につき 規定した文献 (チョン書記長が署名)
2022年 4月6日	政治局結論通知 12号 (12-KL/ TW)	2016年12月26日付政治局結論10号等に基 づき、プロパガンダ・教育・節約文化の構築、汚 職・消極が生じやすい分野における権力抑制メカニ ズムの完備、競売・入札・土地・金融・証券等の法 規範文書の不備の是正等の汚職防止における党指導 力を強化するための文献
2022年 6月2日	中央執行委員会規 定67号 (67-QD/ TW)	党規約、第13期第5回中央執行委員会総会決議等 に基づき、省・中央直轄市の汚職防止指導委員会の 任務・権限等を定める文献 (当時のトゥオン書記局 常任が署名)
2022年 8月1日	汚職防止中央指導 委員会ガイドライ ン25号 (25-HD/ BCDTW)	前記中央執行委員会規定32号、中央執行委員会結 論21号等に基づき、「消極」の意義等を含む、同 規定32号を案内する文献 (汚職防止中央指導委員 会副委員長常任のファン・デイン・チャックC I A C委員長が署名)
2022年 9月8日	政治局結論通知 20号 (20-TB/ TW)	中央組織委員会の提議を検討した結果の、規律施行 後に政治局・書記局の管理下に属する幹部に対する 仕事の配置に関する文献 (トゥオン政治局員が署 名) ²⁵

²² 越語は「tự diễn biến」、幹部・党員の心の中で社会主義的・革命的な思想が衰退し、資本主義的・消極的なものが取
って代わること。

²³ 越語は「tự chuyển hóa」、自演變の結果、幹部・党員の政治的観点・道徳・生活が変質してしまい、前衛・模範とし
ての役割を果たさなくなるばかりか、党や国家に対する敵対勢力に加わるようにさえること。

²⁴ 同規定によれば、「免任 (miễn nhiệm)」とは、任期未了又は任命期間未了時点で、任務の要求を満たしていない、威
信を低下させた、罷免の規律のレベルには至っていないものの違反があったことを理由として、権限を有する者が幹
部の職務継続の停止 (thôi giữ chức vụ) を決定することをいう。

²⁵ 同通知には、「có vào, có ra”, “có lên, có xuống” (あえて訳せば、「入る者がいれば出る者がいる、昇る者がいれば降
りる者がいる)」という幹部人事に関するモットーが掲げられており、能力不足や威信失墜によって規律を受けた幹部
を任期満了や任命期間終了を待たずに適時に交代させると同時に、それら幹部に修正、欠点の克服等の機会を持てる
ような条件を作ることなどが狙いとされている。

2023年 2月2日	政治局規定96号 (96-QĐ/TW)	政治システムにおける指導・管理の職名・職務に対する信任投票に関する文献（トゥオン政治局員が署名）
2023年 7月11日	政治局規定114号 (114-QĐ/TW)	幹部任務における権力の監視、汚職防止に関する文献（チュオン・ティ・マイ政治局員が署名 ²⁶ ）
2023年 10月27日	政治局規定131号 (131-QĐ/TW)	党規約等に基づき、検査・監察・党の規律施行及び監査・会計検査活動における権力の監視・汚職防止に関する文献（マイ政治局員が署名）
同日	政治局規定132号 (132-QĐ/TW)	党規約等に基づき、捜査・起訴・審理・判決執行の活動における権力の監視・汚職防止に関する文献（マイ政治局員が署名）

汚職防止に関する党の文献は多い。上記文献につき、全ての内容を確認できたわけではないが、幾つかコメントをしておく。

第一に、党内の規律強化の傾向が継続ないし強化されていることである。チョン書記長体制において聖域なき反汚職闘争が展開されていると前述したが、近時の党の文献、例えば、党員の禁止事項を定めた中央執行委員会規定37号（概要に関しては本稿末尾の別紙1を参照²⁷）、党幹部に対する免任・辞職について定めた中央執行委員会規定41号、規律施行後の幹部処遇に関する中央執行委員会通知20号（別紙2を参照）などは、党として党規違反者を厳しく取り締まる方針を改めて示したものと評価することが可能で、実際、これらを適用して党幹部に対する厳格な処分が下されている。

第二に、汚職防止中央指導委員会ガイドライン25号（別紙3を参照）は、汚職防止中央指導委員会の任務・権限等を定めた中央執行委員会規定32号の案内文書として発行されたものであるが、その中で「消極（tiêu cực）」とは何かについて言及されている点が興味深い。すなわち、「幹部・党員・公務員・職員の消極とは、党の規約・綱領・決議・規制・規定・指示・結論…（以下「党の規定」）、国家の法令、ベトナム祖国戦線の規約、党・国家から任務を委託された政治－社会組織及び会議体の規約に違反し；道徳の標準・行動準則に違反し、民族の善良な伝統文化、党・国家の威信に悪影響を及ぼす行為、幹部・党員・公務員・職員の隊列を腐敗させる行為、人民の信念を低下させる行為、社会経済の発展過程を阻害する行為である。その中でも、最も明らかな消極の表れは、幹部・党員・公務員・職員の政治思想・道徳・生活様式の衰退であり、何よりもまず政治システム内の幹部指導者及び上級管理職のそれである。」と記載されており、これは、いわゆる汚職行為（前記汚職防止法の規定を参照）よりも広い概念と考えられる。同ガイドラインに「消極の事案とは、本ガイドライン第3部に定める幹部・党員・公務員・職員の消極行為に関連する幹部・党員・公務員・担当職員による刑事事件（汚職事件以外）である。」との記載があること、列挙されている19の消極行為の内容が

²⁶ 2023年3月にトゥオン氏が国家主席に任命され、マイ政治局員・中央組織委員長が書記局常任を兼務するようになった。

²⁷ 本稿末尾の各別紙は、当職ないしプロジェクトスタッフが作成したメモであり、時間の制約等から翻訳の正確性は担保されていない。いずれも抜粋で、本文を理解するための補助資料であることをご理解いただきたい。

らすれば、「消極」とは、汚職犯罪に至らないまでも国民の党への信頼を失わせるような不当な行い、ひいてはそのような悪弊を生み出す土壌として、思想・道徳の衰退をも含むものと理解される。汚職防止中央指導委員会の名称に「消極」が追加されたのは、同委員会がチョン書記長ヘットの党の組織に改組されてからである。チョン書記長は理論派と言われているが、最近の文献にはマルクス・レーニン主義及びホー・チ・ミン思想に基づく思想教育に関連して同人が署名するものも散見される。これらの事情を考慮すると、近時の汚職防止の取組みの特徴として、理論的支柱を伴った党内の規律強化がトップダウンで実行されている可能性を指摘することができる。

第三に、幾つかの党の文献については今後改訂されて後継文献が発行される、もしくは、下位文献による具体化がなされる可能性がある。例えば、財産申告に関する政治局指示33号については、2023年7月11日、同指示の実施を総括する会議がヴォー・ヴァン・ズンCIAC副委員長常任らの主宰で行われ、編集チームに対して期限までに報告書を完成させ、政治局に提出するよう要求がなされている。また、政治局規定131号・132号は権力の監視・汚職防止に関する文献であるが、検査・監察・党の規律施行・監査・会計検査の活動における22の汚職・消極行為、そして、捜査・起訴・審理・判決執行の活動における28の職務・権限の濫用、汚職・消極行為をそれぞれ列挙し、これら違反を厳しく処理するため、今後、中央検査委員会や、政府監査院・国家会計検査院の各党幹事委員会、中央公安党委員会や最高人民裁判所（SPC）・SPP・司法省の各党幹事委員会、ベトナム弁護士連合会（VBF）の党団などの党組織がこれら規定の具体化を行うとされている。上記各活動における権力の監視・汚職防止に関する規定を発行することは、中央執行委員会決議27号（法・司法改革の新方針）に明記され、中央執行委員会計画11号によってCIACに対して2023年中に政治局へ助言する任務が割り当てられており、同計画に従ったものと考えられる。特に政治局規定132号は、捜査・起訴・審理の刑事訴訟手続に係る重要な文献であり、現行プロジェクトの各CP内の党組織に任務が下りてきていることから、今後新たな法規範文書の発行につながる可能性もあり、注目している。

なお、2023年2月、党設立93周年と汚職防止中央指導委員会設立10周年に際し、チョン書記長の汚職防止に関する本²⁸が発表された。CIACと国家政治・事実出版社が共同で、党トップかつ汚職防止中央指導委員会トップであるチョン書記長の指示を体系化し、汚職防止活動における党の清廉かつ強固なイデオロギーを表したものとされ、その後、各党組織・国家機関、各地方で普及・宣伝活動が行われている。

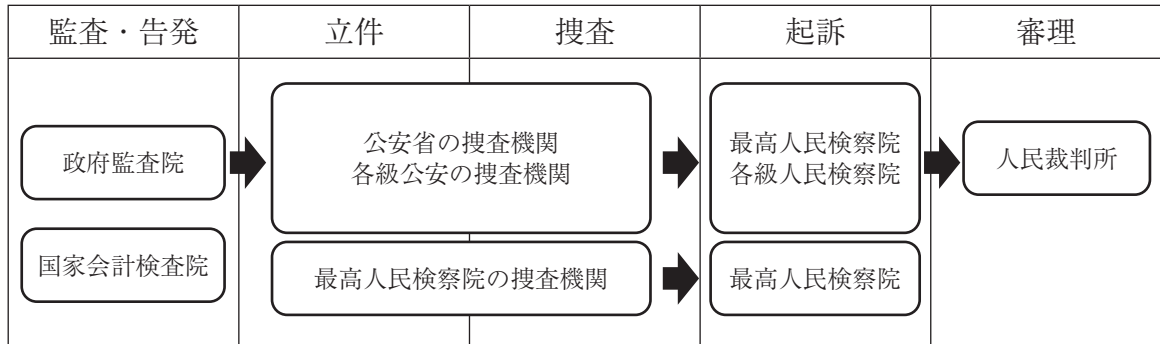
²⁸ タイトルの越語は「Kiên quyết, kiên trì đấu tranh phòng, chống tham nhũng, tiêu cực, góp phần xây dựng Đảng và Nhà nước ta ngày càng trong sạch, vững mạnh」、漢越語を基にした直訳は「堅決・堅持な防止及び反汚職・消極の闘争、ますます清廉・強固な党及び我が国家の建設への貢献」。

5 ベトナムにおける汚職取締機関

(1) 汚職事件の刑事手続の概要

次に、汚職事件の刑事手続、汚職を取り締まる各機関について検討する。

汚職事件の刑事手続は、基本的に通常の刑事事件と同様であり、例えば、以下のようなフローが考えられる²⁹。



すなわち、①政府監査院が監査法に基づく行政監査、告発法に基づく違法行為の告発の受理・調査等を行い、汚職事案の端緒を発見、刑事処罰相当の事案を捜査機関に送付する、②公安の捜査機関が立件・捜査し、事件を人民検察院に送付する、③人民検察院が起訴する、④人民裁判所が審理するという流れである³⁰。現在のベトナムには汚職取締の専門機関は存在しない。公安の捜査機関や検察院が通常の刑事事件と同様の手続で汚職事件の摘発・処理を行っており、この点は日本と共通している。

(2) 政府監査院

政府監査院³¹は、政府に直属する省（Ministry）同格機関であり、2018年4月9日付政府議定50号に任務・権限等が定められている。汚職防止における任務については汚職防止法84条2項に規定がある。

監査法の規定によれば、監査機関には政府監査院のほか、省（Province）級以下の地方の監査機関、各省（Ministry）の監査機関等があり、行政監査（国家機関の管理下にある組織・個人の権限行使等を対象とする監査）などを実施している。政府監査院は、政府の監査事業を補佐し、各地方や各級の監査機関に対して監査計画の作成を案内するとともに、広範・複雑な事案を自ら監査する。

また、政府監査院は、告発法の規定に従い、全国規模の国家管理に関する違法行為（公務員以外の組織・個人も含む）の告発を政府が受理する窓口となり、調査を行い、汚職など犯罪の兆候がある事案について捜査機関に立件を建議する³²。

²⁹ 前掲フエン氏の論文103ページの図などを参考に筆者が作成。

³⁰ 監査活動の過程で発見された犯罪及び立件建議の解決に関する情報交換における捜査機関・検察院・監査機関の協力を規定した2018年10月18日付最高人民検察院・公安省・国防省・政府監査院の合同通達（03/2018/TTLT-VKSNDTC-BCA-BQP-TTCP）参照。

³¹ 越語は「Thanh tra Chính phủ（清查・政府）」。英語は「Government Inspectorate (GI)」、日本語では「政府監察院」、「政府監査委員会」とも呼ばれる。

³² 各省（Ministry）や省（Province）級人民委員会はそれぞれの管轄下の告発を処理し、その結果を政府に報告、政府は毎年、国会・国会常務委員会・国家主席・ベトナム祖国戦線中央委員会に報告する。なお、SPC・SPPは管轄下の告発処理について国会への報告書を政府に提出し、省級人民裁判所・人民検察院は管轄下の告発処理について人民評議会への報告書を同級の人民委員会に提出することとされている。

(3) 国家会計検査院

国家会計検査院³³は、2015年国家会計検査法（2019年に修正・補充）に基づき会計検査を行う国家機関であり、毎年の会計検査計画を決定、その実施前に国会に報告すると規定されている。汚職の兆候を有する事件で会計検査を行う責任を有する³⁴。

(4) 公安の捜査機関

公安の捜査機関については、2015年刑事捜査機関組織法（2021年に修正・補充）に規定されており、中央レベルの公安省と地方レベルの省級公安に治安捜査機関³⁵（国家の安全を侵害する罪、戦争犯罪などを処理）が、公安省と省級及び県級公安に警察捜査機関³⁶（刑法第14～24章の罪などを処理）がそれぞれ存在する。公安省傘下の警察捜査機関は全国規模の複雑な事件を取り扱い、特に汚職犯罪（刑法第23章）の担当部局として「汚職・経済・密輸犯罪警察捜査局」（通称「C03」）³⁷が設けられている。各級の公安の捜査機関は、2015年刑事訴訟法（2021年に修正・補充）の規定に基づき、刑事事件の立件・捜査の権限を有する³⁸。

(5) 人民検察院

人民検察院は、刑事事件の公訴権を行使するとともに、捜査機関の立件・捜査活動を検察する権限を有する（刑事訴訟法、2014年人民検察院組織法）。通常の汚職事件は公安が捜査を行い、公安省の捜査機関はSPPの第5局（汚職・職務事件の公訴権の行使及び捜査の検察局）³⁹に送付し、省級の公安（例えば、ハノイ市公安局）は同級の人民検察院（同じく、ハノイ市人民検察院）に事件を送付し、各級の人民検察院がその適法性をチェックし、起訴している⁴⁰。

他方、司法活動において発生した刑法第23章（職務関連犯罪）、24章（司法活動侵害罪）の事件に関して犯罪者が捜査機関・人民検察院・人民裁判所等に所属する場合は、SPPの捜査機関⁴¹が捜査権限を有し、その公訴権の行使及び捜査の検察はSPPの第6局（司法活動において発生した司法活動侵害・汚職・職務事件の公訴権の行使及び捜査の検察局）⁴²が行っていると考えられる。

なお、各級の人民検察院が起訴した場合、事件は同級の人民裁判所に係属するが、SPPが起訴した場合は、下級検察院（例えば、ハノイ市人民検察院）が公訴権の行使及び第一審の審理の検察を担当する決定がなされ、同審級の人民裁判所（同じく、

³³ 越語は「Kiểm toán nhà nước Việt Nam」。

³⁴ 汚職防止法87条。

³⁵ 越語は「Cơ quan An ninh điều tra」。

³⁶ 越語は「Cơ quan Cảnh sát điều tra」。

³⁷ 越語は「Cục Cảnh sát điều tra tội phạm về tham nhũng, kinh tế, buôn lậu」。

³⁸ 汚職防止法84条3項参照。

³⁹ 越語は「Vụ Thực hành quyền công tố và kiểm sát điều tra án tham nhũng, chức vụ (Vụ 5)」。

⁴⁰ 刑事訴訟法232条4項参照。

⁴¹ 越語は「Cơ quan điều tra Viện kiểm sát Nhân dân tối cao (Cục 1)」。人民検察院組織法20条、刑事捜査機関組織法30条2項、汚職防止法86条1項。

⁴² 越語は「Vụ Thực hành quyền công tố và kiểm sát điều tra án xâm phạm hoạt động tư pháp, tham nhũng, chức vụ xảy ra trong hoạt động tư pháp (Vụ 6)」。

ハノイ市人民裁判所)において第一審の審理が行われることになる⁴³。

(6) 人民裁判所

人民裁判所は、各級の人民検察院に対応して設置されており、起訴された刑事事件を審理し(公判を含む)、判決を下す権限を有する(刑事訴訟法、2014年人民裁判所組織法)。汚職犯罪に関する特別の法廷はなく、一般刑事事件と同様の手続によって審理が行われる。SPCは、汚職事件の監督審・再審を行い、下級裁判所の審理を監督し、法令の統一的適用を確保する責任を有する⁴⁴。

(7) 汚職防止中央指導委員会

ア 沿革

汚職防止中央指導委員会⁴⁵は、もともと、2005年汚職防止法に基づき、同法が施行される2006年に設置された⁴⁶。2005年汚職防止法73条は、同委員会は「政府首相の指導・監督の下に活動を行い、その組織・任務・権限・活動規制は国会常務委員会によって決められる」と定めており、もともとは党の組織ではなく国家機関として位置付けられていた⁴⁷。

2011年1月、第11回党大会においてチョン氏が書記長に選出された。同党大会では新たな政治綱領及び党規約が採択された。同年12月末の第11期中央執行委員会第4回総会決議の中には「中央組織委員会は、汚職防止中央指導委員会の業績を評価し、それによってその運営の質を向上させるための改善を提案する」との記載があり⁴⁸、2012年5月の第5回総会では、汚職防止中央指導委員会は政府ではなく党の政治局の下に直属されることが表明された。同年11月23日、2005年汚職防止法を修正・補充する法律が国会で成立、2005年汚職防止法73条が無効化され(修正・補充法の1条の25)、同修正・補充法が施行される2013年2月1日付で、汚職防止中央指導委員会はチョン書記長をヘッドとする党の組織に改組された⁴⁹。その後、現在に至るまで、共産党トップのチョン書記長が汚職防止中央指導委員会を率いている。

イ 構成員

現在の汚職防止中央指導委員会の構成員は以下のとおりである。

⁴³ 刑事訴訟法239条1項参照。

⁴⁴ 汚職防止法86条2項。

⁴⁵ 現在の名称は「Ban Chi đạo Trung ương về phòng, chống tham nhũng, tiêu cực」、直訳は「防止及び反汚職・消極に関する中央指導委員会」。

⁴⁶ 設立当時の名称は「Ban Chi đạo Trung ương về phòng, chống tham nhũng」。

⁴⁷ 2006年7月28日付首相決定1009号(1009/QĐ-TTg)も参照。

⁴⁸ 背景として、ズン首相自身が国有企業と深い関係を有しており、汚職の摘発が思うように進まなかった可能性が指摘されている(ベトナム「繁栄と幸福」への模索—第13回党大会にみる発展の方向性と課題—(アジア経済研究所、2022)6頁)。

⁴⁹ 2013年2月1日付中央執行委員会決定162号(162-QĐ/TW)参照。同文献においては、汚職防止中央指導委員会の名称に「消極(tiêu cực)」が追記されている。

役職	氏名	党の役職、 国家機関等の役職
委員長	グエン・フー・チョン	書記長
副委員長常任	ファン・デイン・チャック	政治局員兼書記局員、C I A C 委員長
副委員長	チュオン・ティ・マイ	政治局員兼書記局常任、中央組織委員会委員長
	トー・ラム	政治局員、 公安大臣
	チャン・カム・トゥー	政治局員兼書記局員、中央検査委員会主任
	グエン・ハック・ディン	党中央委員、 国会副議長
委員	グエン・ホア・ビン	政治局員兼書記局員、 S P C 長官
	ルオン・クオン	政治局員、 ベトナム人民軍政治総局主任
	グエン・チョン・ギア	書記局員、中央宣教委員会委員長
	ドー・ヴァン・チエン	書記局員、 ベトナム祖国戦線中央委員会主席
	レー・ミン・フン	書記局員、党中央官房長官
	ヴォー・ヴァン・ズン	党中央委員、C I A C 副委員長常任
	レー・ミン・チー	党中央委員、 S P P 長官
	ゴー・ヴァン・トゥアン	党中央委員、 国家会計検査院総官
	レー・ティ・ガー	党中央委員、 国会常務委員会委員、国会司法委員会主任
	ドアン・ホン・フォン	党中央委員、 政府監査院総官
	レー・タイン・ロン	党中央委員、 司法大臣

ウ 任務・権限等

汚職防止中央指導委員会の任務・権限等は前記中央執行委員会規定32号⁵⁰に規定されており、党の方針に基づく一般的な指導から、個別具体的な事件処理の直接の指導まで広汎な権限を与えられている（別紙4を参照）。主な任務は、制度・政策・法令等に関する理念・方針の提案、党の方針・政策・国家の法令の宣伝の指導、汚職・消極に関する情報提供の案内から、それら党の方針等の実施における各レベルの党委員会・組織に対する指導・検査のほか、中央直下の各党委員会及び組織に対する検査・捜査・起訴・審理・判決執行の指導などである。また、その権限

⁵⁰ 2019年12月25日付中央執行委員会規定211号（211-QD/TW）に代わるもの。

には、全レベルの党組織に対する報告要求、党組織内に汚職・消極の兆候がある場合の検査・捜査・処理の指導のほか、検査・捜査・起訴・審理・判決執行の実施機関に対する事件・事案の処理要求に加えて、深刻・複雑又は世論が関心を有する汚職・消極の事件・事案の処理を直接指導する権限までが含まれている。

なお、前記中央執行委員会規定67号に基づき、全国63の省・中央直轄市に省級の汚職防止指導委員会⁵¹が設立されており、汚職防止中央指導委員会の指導を受けながら、各地方における事件・事案の処理を指導している。

エ 活動状況

汚職防止中央指導委員会は、6か月ごと定期開催すると規定されており、2023年8月16日にチョン書記長の主宰で第24回が開催された。同会議では、2023年上半期及び第13回党大会任期前半の汚職防止活動に関する議論が行われ、2023年下半期及び今後の主要課題が決定された。また、汚職防止中央指導委員会は3か月に1回、委員長及び各副委員長から成る常任指導委員会を定期開催すると規定され、同年11月22日に同委員会が開かれている。

なお、汚職防止中央指導委員会は、6か月に1回又は要求に応じて活動結果を政治局・書記局に報告することとされている。

参考までに、2013年以降の汚職防止中央指導委員会の開催実績を記載しておく（第24回の概要については別紙5を参照）。

会期	開催時期
第1回	2013年 2月 4日
第2回	2013年 3月26日
第3回	2013年 7月17日
第4回	2013年12月25日
第5回	2014年 7月 9日
第6回	2014年12月29日
第7回	2015年 5月14日
第8回	2015年 9月28日
第9回	2016年 1月14日
第10回	2016年 4月29日
第11回	2016年12月28日
第12回	2017年 7月31日
第13回	2018年 1月22日
第14回	2018年 8月16日
第15回	2019年 1月21日
第16回	2019年 7月26日
第17回	2020年 1月15日

⁵¹ 越語は「Ban Chỉ đạo phòng, chống tham nhũng, tiêu cực tỉnh, thành phố trực thuộc Trung ương」。省・中央直轄市の党委書記が委員長を、副書記常任、内政委員会委員長、検査委员会主任、公安局局長らが副委員長を務める。

第18回	2020年 7月25日
第19回	2021年 1月 ⁵²
第20回	2021年 8月 5日
第21回	2022年 1月20日
第22回	2022年 8月17日
第23回	2023年 1月12日
第24回	2023年 8月16日

(8) 中央内政委員会

中央内政委員会（CIAC）⁵³は党の組織であり、現在の任務・権限等は、2020年1月2日付政治局決定216号に定められている（別紙6を参照）⁵⁴。内政、汚職防止、司法改革の3つの分野⁵⁵に属する方針・政策に関して中央執行委員会（平常時は政治局・書記局）の業務を参謀・補佐するとともに、汚職防止中央指導委員会と司法改革中央指導委員会の常任機関⁵⁶を務める。すなわちCIACは、これら党の中央レベルの委員会の事務局機能を担っており、各会合の準備、例えば、前回会議以降の活動報告の取りまとめ、今後の課題の洗出し、それらの委員への事前説明、会議当日の運営等を行っていると考えられる。また、3分野の広範な任務を遂行するため、CIACには、中央の各内政機関・司法機関（SPP、SPC等が含まれると思われる）や各級の委員会に対して報告を求め、必要に応じて国家機関内の党組織や省級の級委員会の会議に参加する権限を与えられている。さらに、前記中央執行委員会規定32号によれば、CIACは、汚職防止中央指導委員会の常任機関として、深刻・複雑又は世論が関心を有する汚職・消極の事件・事案の処理方針について汚職防止中央指導委員会、常任指導委員会に提案し、必要に応じて、それら事件・事案の捜査・起訴・審理・判決執行の過程における問題を解決するために汚職防止中央指導委員会又は常任指導委員会、委員長に具体的な解決策を提案する任務・権限を有する。

(9) 中央検査委員会

中央検査委員会⁵⁷も党の組織である。中央検査委員会は中央執行委員会によって選ばれ、その任務は、党規約に従い、党による検査・監察・規律施行に関して中央執行委員会・政治局・書記局に助言・支援し、政治綱領、党規約、党の決議・指示、党の各組織原則、国家の法令の執行における違反の兆候がある場合に党員・下部党組織を検査するものとされる。中央レベルの中央検査委員会、省級以下に各級の検査委員会があり、それぞれ、党規約や党員の任務実施に対する違反の兆候を検査し、党の規定

⁵² 詳細な開催時期は不明。

⁵³ 越語は「Ban Nội chính Trung ương」、漢越語は「班・内政・中央」。英語は「Central Commission for Internal Affairs」であり「CIA」と略されることがある。

⁵⁴ 現在のCIACは2012年12月28日付政治局決定158号（158-QĐ/TW）に基づいて設立され、その後、決定216号が発行された。

⁵⁵ CIACウェブサイトのトップページ（<https://noichinh.vn/>）には、3分野の活動状況がアップデートされている。

⁵⁶ 越語は「Cơ quan Thường trực」、漢越語は「機関・常直」。中央指導委員会や常任指導委員会の会期と会期の間に事務を取り扱う常設の事務局のようなものと理解している。

⁵⁷ 越語は「Ủy ban Kiểm tra Trung ương」。

に従った道德等の実施を監察する。

中央検査委員会の重要な任務の一つは、党員・党組織に対する検査である。党規約第7章によれば、中央レベルの中央検査委員会、地方レベルの検査委員会（例えば、省級のハノイ市党委検査委員会、県級のバーディン郡党委検査委員会）は違反の兆候のある党員（同級の党委委員を含む）及び下級の党組織を検査し、同級の党委委員、同党委が管理する幹部、下級の党組織における道德等の実施を監察する。そして、規律違反を認めた場合に決定等を行い、党委が規律を施行するよう提議する。党員に対する規律施行は譴責・警告・革職⁵⁸・除名の4種類であり、違反党員に対する規律施行の管轄権はそれぞれの級に対応して定められている。基本的には、党委委員に対する規律施行は当該党委が、党委委員以外の党員に対する規律施行は同級の検査委員会が行っていると考えられる⁵⁹。

中央検査委員会は、たとえ相手が政治局・書記局が管理する幹部⁶⁰であっても検査を行い、汚職・消極行為（例えば、財産申告違反や党員の禁止行為）を認めた場合、政治局・書記局に規律施行の検討を提議する権限を有しており、党内規律の側面において汚職取締の大きな役割を担っている。2023年12月27日には、2023年の検査・監察活動を総括し、2024年の任務を展開するための会議が書記局において開催された。チュオン・ティ・マイ書記局常任が主宰し、中央検査委員会主任（委員長）・副主任以下が出席した同会議では、党員の規律施行等の実績について報告がなされた。

なお、中央検査委員会は1～2か月に一度会議を開き、その都度、党幹部に対する規律施行を検討・提議し、その結果を公表している。以下は、2022年以降の会議の開催実績である（第32回の概要については別紙7を参照）。

会期	開催時期
第11回	2022年 1月12日～13日
第12回	2022年 3月 2日～ 4日
第13回	2022年 3月28日～31日
第14回	2022年 4月19日～20日
第15回	2022年 5月16日～17日
第16回	2022年 6月20日～22日
第17回	2022年 7月13日～14日
第18回	2022年 8月10日～11日
第19回	2022年 9月 6日～ 8日
第20回	2022年 9月23日、26日
第21回	2022年10月18日～19日

⁵⁸ 革職は除名と異なり、党籍は剥奪されないものの、党の役職を解かれるという意味と理解される。

⁵⁹ 例えば、党中央委員に対する規律処分は中央執行委員会が、政治局・書記局の管理に属する幹部である党員に対する規律処分は政治局・書記局が決定し、中央検査委員会は中央レベルの党委の管理に属する幹部と直接の下級党委委員である党員の譴責・警告を決定する（党規約36条参照）。

⁶⁰ 2022年5月5日付政治局結論35号（35-KL/TW）参照。

第22回	2022年11月 1日～ 2日
第23回	2022年11月29日～30日
第24回	2022年12月20日～21日
第25回	2023年 1月10日～12日
第26回	2023年 2月20日～21日
第27回	2023年 3月21日～22日
第28回	2023年 4月12日～13日
第29回	2023年 6月12日～15日
第30回	2023年 7月12日～13日
第31回	2023年 8月16日～17日
第32回	2023年 9月19日～20日
第33回	2023年11月14日～16日
第34回	2023年12月18日～20日

(10) 小括

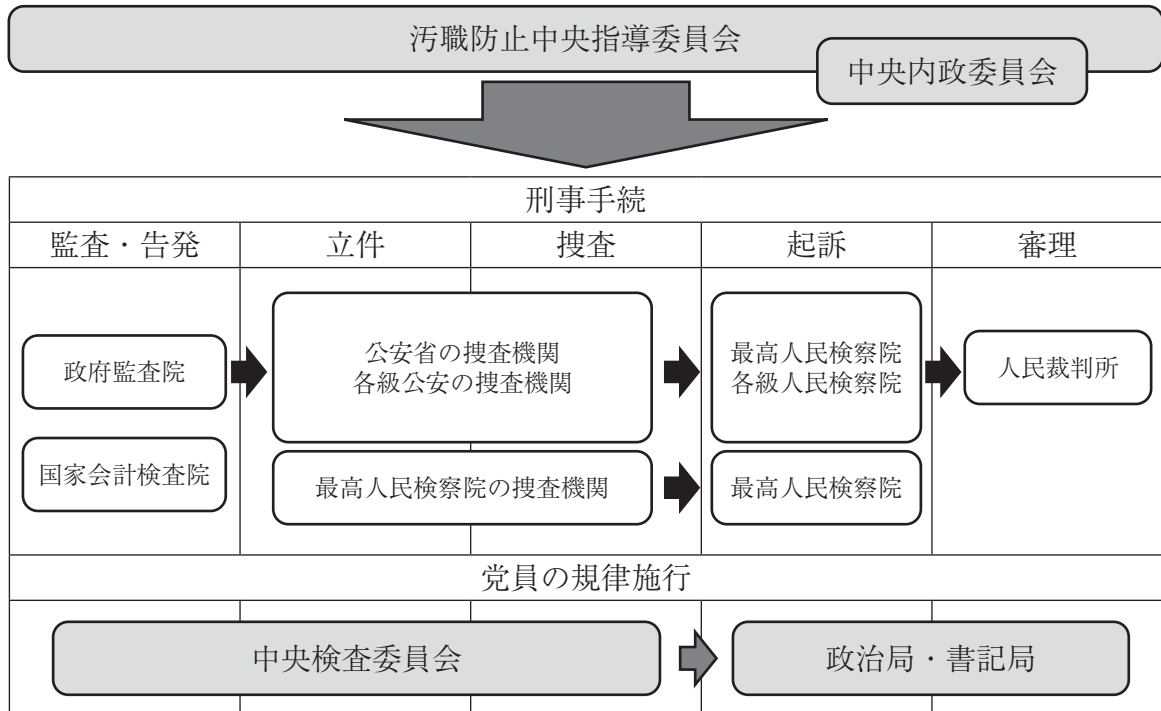
以上のとおり、汚職取締機関としては国家機関及び党の組織が存在する。ベトナムにおいて国家機関のトップはいずれも党の高級幹部であり、特に、汚職防止に関する国家機関の長は全員が政治局員ないし党中央委員である上、汚職防止中央指導委員会の構成員である。汚職防止中央指導委員会は、深刻・複雑又は世論が関心を有する汚職事件や、党及び国家に対する国民の信頼を損なう汚職以外の消極事案について、党の組織のみならず、監査・捜査・起訴・審理・判決執行等を実施する機関に対して汚職・消極の事件・事案の処理を要求し、具体的な事件・事案の処理の方針について直接指示する権限を与えられている。同委員会の会議では、幾つかの大規模汚職事件の処理について捜査・起訴・審理の期限が指示され、その進捗確認及び処理促進に対する指導がなされており、実際に、捜査機関、人民検察院、人民裁判所はその期限を遵守しているように見える⁶¹。

また、汚職で摘発される幹部の多くは党員であるため、刑事手続とは別に党員の規律施行のフローが存在する。すなわち、党の中央検査委員会は、たとえ中央直属の党幹部であっても汚職行為を認めた場合は規律施行を提案するなど重要な役割を果たしている。重大な汚職事件の当事者については、中央検査委員会の提案に基づき党の規律施行が検討され、その後、逮捕・起訴されるケースが存在し、このような汚職摘発・処理における党の規律施行と刑事手続の二重構造がベトナムの特徴であると言え

⁶¹ C I A C本邦研修の際、汚職防止中央指導委員会が個別事件に関してどの範囲まで指導するのかについて議論になった。研修員の説明は次のとおり。「C I A Cは汚職防止中央指導委員会の事務局として、6か月ごとの活動計画を立てている。中央の各司法機関に党の方針・規則、国家の法令を遵守するよう指導するとともに、地方の司法機関の遵守状況に関する報告書を提出させる。報告書には汚職事件の数や傾向も記載させる。報告を取り扱う過程で各地方における汚職事件の内容を把握し、どの事件を汚職防止中央指導委員会で取り扱い、どの事件を省級の汚職防止指導委員会に追跡させるかなど選択と集中を行う。特に重大で世論の関心の高い事件、複数の地方・省庁にまたがる事件、捜査機関と裁判所の意見が食い違うような事件はC I A Cがその事件の内容を汚職防止中央指導委員会に報告し、方針決定を仰ぐ。個別事件の罪名・量刑は裁判所に任せるが、党の方針・規則、国家の法令に従い、事件規模や社会的影響の程度を考慮してこのくらいの処理が適当といった指導は行う。あくまで公平な裁判を行うための指導なので、個別の被告人について終身刑とか懲役20年とか具体的な量刑には関与しない。一方で、きちんと捜査機関に供述し、弁償し、反省の態度を示した被告人の量刑においては、それらの事情を考慮するようという指導は行う。」

る。その背景に、共産党一党支配体制ゆえの「党≒国家機関」という実態が存在することは想像に難くない。

汚職防止中央指導委員会は、名実共にベトナムにおける汚職防止の最高機関であり、中央検査委員会以下の党の組織の活動内容も併せて考えると、「汚職防止が党主導で行われている」という意味を理解できるのではないかと思う。したがって、前掲の汚職事件の刑事手続のフローは、党の組織を追記して、以下の図のように再構成できるだろう。



※灰色網掛けは共産党の組織

6 汚職事件の具体例の検討

本項では、具体例として、幾つかの汚職事件を取り上げて検討する。個別の事件に言及するが、あくまで、これまで述べてきた党の規律施行と刑事手続の関係を理解することが目的である⁶²。

(1) コロナ特別便に関する汚職事件

ア 事件の概要

コロナ禍の2020～2021年に運航された海外からベトナムへの帰国者向け特別航空便の運航認可をめぐり、旅行会社社長等が便宜を図ってもらう見返りに外務省関係者らに賄賂を贈った一連の贈収賄事件であり、国内外で大きく報道された。収賄罪に問われたトー・アイン・ズン外務次官やヴァー・ホン・ナム駐日大使らのほか、事件をもみ消そうとした公安幹部らも逮捕され、その後、グエン・スア

⁶² 本項の情報は、ベトナムニュース総合情報サイトV I E T J O、日経新聞等の日本語ソースのほか、現地オンラインニュース、C I A Cウェブサイト等のベトナム語記事（自動英訳含む）に基づく。

ン・フック国家主席（政治局員、事件当時の政府首相）、ファム・ビン・ミン副首相常任（政治局員、事件当時は外務大臣を兼務、外務省の指導を担当）が辞任するに至った。主な時系列は以下のとおりである（対照するため、党関係の出来事は灰色網掛け）。

年月日	党の規律施行、刑事手続など
2022年 1月	公安省の捜査機関がグエン・ティ・フォン・ラン外務省領事局長らを逮捕
4月14日	公安省の捜査機関がズン次官、ファム・チュン・キエン元保健次官秘書官、ヴー・アイン・トゥアン元公安省出入国管理局職員らを立件・逮捕
4月27日	汚職防止中央指導委員会の常任指導委員会
7月	公安省の捜査機関が元公安省出入国管理局副局長らを逮捕
8月17日	第22回汚職防止中央指導委員会
9月23、26日	中央検査委員会（第20回）が、ズン次官、グエン・クアン・リン副首相補佐官（ミン副首相常任付）の規律施行検討を書記局に提議
9月27日	公安省の捜査機関がリン補佐官を逮捕 ⁶³
9月27日	書記局の会議（チョン書記長以下）において、ズン次官、リン補佐官の党除名を決定 ⁶⁴
11月18日	汚職防止中央指導委員会の常任指導委員会
12月20－21日	中央検査委員会（第24回）が、ブイ・タイン・ソン外務大臣（党中央委員、現職）、ナム大使の規律施行検討を政治局・書記局に提議
12月22日	公安省の捜査機関がナム大使を逮捕
12月27日	政治局・書記局の会議（チョン書記長以下）において、ナム大使の党除名を決定 ⁶⁵ 、ソン外務大臣には形式処分（規律施行なし）
12月30日	臨時中央執行委員会において、ミン副首相常任の政治局員・党中央委員の職務停止 ⁶⁶
2023年 1月5日	第2回臨時国会において、ミン副首相常任の副首相職の辞任決議 ⁶⁷
1月10－12日	中央検査委員会（第25回）が、マイ・ティエン・ズン元首相府長官（元党中央委員）の規律施行検討を書記局に提議
1月12日	第23回汚職防止中央指導委員会
1月13日	書記局の会議（チョン書記長以下）において、ズン元長官に対する警告を決定 ⁶⁸

⁶³ リン補佐官の逮捕と除名の先後は不明。

⁶⁴ その後、両名はファム・ミン・チン首相により懲戒処分。

⁶⁵ 2023年6月、チン首相により解雇処分。

⁶⁶ 同日、ヴー・ドック・ダム副首相も党中央委員の職務を停止されている。

⁶⁷ 同日、ダム副首相の副首相職の辞任も決議。

⁶⁸ その後、首相決定によって警告処分。

1月17日	臨時中央執行委員会において、フック国家主席の政治局員・党中央委員の職務停止 ⁶⁹
1月18日	第3回臨時国会において、フック国家主席の国家主席職の辞任決議（国会議員も辞任） ⁷⁰
4月3日	公安省の捜査機関がズン氏ら54名の被疑者に対する捜査結論書を公表
4月19日	SPPが54名の起訴を発表
5月10日	汚職防止中央指導委員会の常任指導委員会
7月11日～	ハノイ市人民裁判所において、54名に対する第一審公判
7月17-18日	検察院の求刑
7月28日	第一審判決
12月25-26日	控訴審公判（21名）
12月27日	控訴審判決 ⁷¹

イ 検討

上記時系列のとおり、本件では、まずラン局長やズン次官の刑事手続（立件・逮捕）が先行し、中央検査委員会による検査・提議を受けて書記局によってズン次官らに除名等の党の規律施行がなされている。その後、各国の大使館にも捜査が拡大し、ナム大使に対する党の規律施行検討の提議、逮捕、除名が相次いで行われた。事件当時、政府首相であったフック氏、外務大臣であったミン氏は党の規律施行、刑事手続のいずれもなかったが、両名とも党及び国家機関の職を辞すこととなった。その理由として一連の汚職事件の引責を指摘する報道は多い。他方、当時の首相府長官のズン氏は警告の規律施行を受け、現職のソン外務大臣は党の形式処分がなされただけで現在も党及び国家機関の職を維持している。党内規律は党主導である以上、政治や外交の影響を受ける可能性を否定できず、一方で、刑事手続においても、各国家機関のトップは党員であるため、汚職防止における党と国家機関の関係については今後の事例・研究の蓄積が待たれる。

また、汚職防止中央指導委員会の動きにも着目したい。ズン次官逮捕後に開催された2022年4月27日の常任指導委員会において、新たに5件を直接の指導案件に加えることが同意されており、そのうちの1件が本件である。同年8月17日の第22回会議では、中央・地方の各機関が緊密に連携した事件として本件が評価

⁶⁹ 党の新聞電子版（Báo Điện Tử Đảng Cộng Sản Việt Nam）においては、「現行の党及び国家の規定に基づき、フック同志の願望を検討し、党中央執行委員会は、政治局員及び中央執行委員の職務停止（thôi giữ các chức vụ）に同意する。」旨報道された。

⁷⁰ 国会ウェブサイトには、「国会は、ヴォン・デイン・フエ国会議長主宰の下、国家主席・国防及び安寧評議会議長の職務停止（thôi giữ chức vụ）、国会代表の任務停止（thôi làm nhiệm vụ）の申し出（xin）を審査し、2023年1月18日付国会常務委員会の上申書とフック氏に対する国家主席職務の免任（miễn nhiệm）及び国会代表の任務停止に対する投票結果の議事録に基づき、フック氏に対する国家主席職務の免任及び国会代表任務の停止に関する決議（83/2023/QH15）を通過させた。」旨記載されている。憲法上、国家主席は国会が国会議員の中から選出し、任期は国会の任期に従うとされており、フック氏の任期は2021年～2026年のため、幹部・公務員法に基づく手続が履践されたものと思われる。同法7条6項において「免任」は「任期未了又は任命期間未了時の幹部・公務員の職務・職名の停止の許可」と定義されており、同条7項の「罷免（bãi nhiệm）」とは異なる。

⁷¹ ベトナムは二審制のため、控訴審判決は宣告日から法的効力が発生する（確定する）。

される一方で、捜査・起訴・審理の迅速化が指示され、同年11月18日の常任指導委員会及び2023年1月12日の第23回会議で進捗確認があった後、同年5月10日の常任指導委員会では、本件を含む5件を同年第2四半期中に第一審審理に付すよう指示がなされている。前述した、汚職防止中央指導委員会が「具体的な事件・事案の処理の方針について直接指示する」ということ具体例として参考になると思われる。

ウ 参考事項

本論からはそれるが、本件には幾つかの論点がある。

例えば、第一審公判における検察院の立証である。54名の被告人のうち、公判で無罪を主張したのは元公安省捜査官のホアン・ヴァン・フン被告人のみであった。フン被告人は、事件もみ消し⁷²の見返りに会社社長らから賄賂を受け取ったという事実関係で起訴されていたが、公判では授受の事実を一貫して否定した。検察院は通話履歴、防犯カメラ等の客観証拠を積み上げて有罪立証を行ったと報じられている。ベトナムは職権主義を採用しつつ、公判における争訟原則を導入しており、否認事件の公判審理の在り方といった意味で研究に値すると思われる。

また、最高の収賄額（約420億ドン≒2億5,000万円）を認定され、死刑求刑をされていた元保健次官秘書官のキエン被告人に対して裁判所が終身刑を言い渡した点である。収賄した財産の少なくとも4分の3を主体的に返納すること等による減刑条件が考慮された可能性があるとの見方もあり、刑事裁判における量刑判断の一事例として興味深い。

なお、第一審判決は54名全員が有罪で、キエン元保健次官秘書官、トゥアン元公安省入国管理局職員、ラン元外務省領事局局長、フン元公安省捜査官の4名は終身刑、ズン元次官は懲役16年、リン元補佐官は7年、ナム元大使は30か月などであった。フン被告人には詐欺による財産奪取罪（刑法174条）が適用された⁷³。うち21名が控訴し、キエン、トゥアン、ラン各被告人の終身刑は維持されたが、控訴審公判で自白に転じたフン被告人は20年に、ズン被告人は14年に、弁償等を考慮されてそれぞれ減刑となった。

(2) コロナ検査キットに関する汚職事件

ア 事件の概要

ベトアー・テクノロジー・コーポレーション（Viet A社）らが組成するコンソーシアムによるコロナ検査キットの研究開発をめぐる汚職事件であり、元科学技術大臣のチュー・ゴック・アイン、ハノイ市党委副書記兼人民委員会主席（党中央委員）やグエン・タイン・ロン保健大臣（党中央委員）が逮捕された。前記コロナ特別便事件と並んで国民の関心が高く、フック国家主席とヴァー・ドゥック・ダム

⁷² 事件もみ消しの越語は「chay án」、事件を逃がすというようなニュアンス。

⁷³ フン被告人と同じ事実関係で起訴された元ハノイ市公安局副局長のグエン・アイン・トゥアン被告人は、賄賂仲介の罪で5年の判決であった。

副首相（保健省の指導を担当）の辞任には本件が影響していると報じられている。
 主な時系列は以下のとおりである（党関係の出来事は灰色網掛け）。

年月日	党の規律施行、刑事手続など
2022年 5月16 - 17日	中央検査委員会（第15回）が、アイン主席、ロン大臣に対する規律施行検討を政治局に提議
6月6日	臨時中央執行委員会において、アイン主席、ロン大臣の党除名を決定 ⁷⁴
6月7日	ハノイ市人民評議会がアイン主席の人民委員会主席職務を罷免 ⁷⁵
6月7日	国会がロン大臣の国会議員の罷免を決議 ⁷⁶ 、保健大臣職の革職に関する政府首相による提議を承認
6月7日	公安省の捜査機関がアイン氏、ロン氏を立件・逮捕
9月6 - 8日	中央検査委員会（第19回）が、ファム・スアン・タン、ハイズオン省党委書記（党中央委員）らの規律施行検討を提議
9月16日	政治局・書記局の会議（チョン書記長以下）において、政治局がタン書記の党の職務停止を決定、同人に対する規律施行検討を中央執行委員会に提出
9月17日	公安省の捜査機関がタン書記を逮捕
10月3日	第13期第6回中央執行委員会総会において、タン書記の党除名を決定
10月17日	公安省の捜査機関がチャン・デイン・タイン元ドンナイ省党委書記（元党中央委員）、デイン・クオック・タイ元同省人民委員会主席を逮捕
11月29 - 30日	中央検査委員会（第23回）が、タイン元書記、タイ元主席らの規律施行検討を政治局・書記局に提議
11月30日	公安省の捜査機関がグエン・ヴァン・チン副首相補佐官 ⁷⁷ を逮捕
12月16日	政治局・書記局の会議（チョン書記長以下）において、政治局はタイン元書記の規律施行検討を中央執行委員会に報告し、書記局はタイ元主席、チン補佐官らの党除名を決定
12月30日	臨時中央執行委員会において、タイン元書記の党除名を決定
2023年 8月18日	公安省の捜査機関がアイン氏、ロン氏ら38名の被疑者に対する捜査結論書を公表
9月30日	SPPが38名の起訴を発表
2024年 1月3日～	ハノイ市人民裁判所において、38名に対する第一審公判

⁷⁴ ズン外務次官は書記局が管理する幹部なので同局の会議で規律施行を決定したのに対し、アイン主席やロン大臣は政治局が管理する幹部で党中央委員であるため、臨時の中央執行委員会を開いて規律施行を決定したものと考えられる。

⁷⁵ アイン氏は当時、①党員、②党中央委員、③ハノイ市党委副書記、④ハノイ市人民委員会主席の身分を有しており、党除名処分により①②③を失ったが、国家機関の役職④は残っていた。

⁷⁶ 報道によれば、憲法7条（2項に「国会議員…は、人民の信任に対してふさわしくない場合、…国会…により罷免される」という規定がある）等に基づく。

⁷⁷ 逮捕当時は明らかにされていなかったが、ダム副首相付だったとの報道がある。

イ 検討

本件は、コロナ特別便事件とは異なり、アイン主席やロン大臣に対する中央検査委員会による検査、その提議を受けた党の規律施行が先行し、両名とも党の役職及び国家機関の役職を剥奪された後に刑事手続（立件・逮捕）が開始されている。その後、捜査は各地方に拡大し、現職のハイズオン省党委書記であるタン氏、元ドンナイ省党委書記のタイン氏など現職・元職のトップが次々と逮捕された。この点、タン氏は「規律施行検討の提議→逮捕→除名」（逮捕前に党の職務停止がなされている）、タイン氏は「逮捕→規律施行検討の提議→除名」と順番が異なるが、現職の党中央委員か否か、捜査の進捗にも関わる問題であり、有意な理由付けは難しい。いずれにせよ、同一の違反事実に関して党の規律施行と刑事手続がダブルトラックで走っている実態を理解できると思う。

時系列では割愛したが、本件も汚職防止中央指導委員会の直接の指導対象となっており、会議ごとに進捗確認がなされ、各国家機関に対して具体的な処理期限が指示されていたことはコロナ特別便事件と同様である。一方で、コロナ特別便事件で摘発された最高位者が次官級（党中央委員ではない）であるのに対し、本件では現職の大臣を含む党中央委員が複数名逮捕・起訴されており、その意味では近時の汚職取締の象徴的な事例と言えるのであろう⁷⁸。

ウ 参考事項

ロン被告人は、収賄罪（刑法354条）、アイン被告人は国の財産の管理・使用に関する規定に違反して逸失・浪費を引き起こす罪（刑法219条）、V i e t A 社社長のファン・クオック・ベト被告人は贈賄罪（刑法364条）等で起訴されたと報道されている。ロン被告人は当初、公務執行中に職務・権限を利用する罪（刑法356条）で逮捕されたが、その後の捜査で収賄の事実が判明し、より重い犯罪に問えると判断された可能性がある。これら汚職に関連する罪名が実際にどのように適用されているのかを知る上でも、具体例の検討は有益と考えられる⁷⁹。

(3) その他の関連情報

2022年6月30日、チョン書記長主宰の大規模な会議が開かれ、過去10年間の汚職防止の実績について総括が行われた。この会議でチョン書記長は次のように語っている。「一部には、過度の反汚職への集中は人々を意気消沈させ、国の発展を遅らせるとの意見もある。しかし、全く逆であり、党の建設と整頓を良く行い、汚職・消極との闘争を押し進めることで、社会経済の発展、政治の安定の堅持、国防・安寧・外交の強化、特に国民の信任を回復し強固なものとし、『汚職・消極との闘争や、違反を犯した幹部・党員の処理は内部抗争・派閥である』（『は筆者の加筆）といった敵対勢力の誤った論調を拒絶することに貢献した。（中略）総括すると、我々

⁷⁸ 「禁止区域なし、例外なし」（không có vùng cấm, không có ngoại lệ）というフレーズが使われることがある。

⁷⁹ 検査キット事件については2024年1月8日に検察院の求刑が行われ、同月12日に第一審判決が宣告された。ロン被告人は懲役18年、アイン被告人は3年、ベト被告人は29年の刑が言い渡された。

は、汚職・消極との闘争という任務がこれほど強力かつ同期して実現されたことはなかったと断言できる。」

2022年10月3日から9日にかけて第13期第6回中央執行委員会総会が開催された。前記検査キット事件の時系列表記載のとおり、初日にタン書記の党除名が決定されたのだが、その他にも党中央委員3名の職務停止が決定され、彼らは総会への出席が許されなかった。3名はこれに先立ち警告処分を受けていたと報道されており、この職務停止の決定は前記中央執行委員会規定41号及び中央執行委員会通知20号を適用した初の事例となった。チョン書記長は当該処分について次のように述べている。「非常に心を痛める出来事だった。しかし、他のケースの教訓、防止・警告・抑止のための党の規律の厳格性、そして、党の結束の強化のため、我々はやらねばならなかった。」⁸⁰

2023年11月22日、チョン書記長以下で開催された汚職防止中央指導委員会の常任指導委員会では、直接の指導対象の事件・事案の処理結果が報告され、討論がなされた。現在も多くの汚職に関する事件・事案が摘発・処理されており、その中には本稿で取り上げた事件より更に規模の大きいものが含まれている可能性がある。ベトナムにおける汚職防止の取組みは現在進行形の課題の一つであり、法・司法改革においても重要な位置を占めている。

なお、本稿では汚職防止の一部しか取り扱っておらず、他にも不動産や金融関連の法改正、公務員の給与改革など多くの取組みがなされていることを付言する。

7 おわりに

以上、ベトナム共産党の汚職防止の取組みについて考察してきた。冒頭で問題提起した、「汚職防止が党主導で行われている」ということを具体的にイメージしていただけたのであれば幸いである。

2023年度のC I A Cのプロジェクト活動は、汚職防止という広い分野の中でも、「汚職取締の専門機関を設置すべきか否か、設置するとしたらどのような内容にすべきか」というかなりスペシフィックなテーマに絞って実施している。これはC I A Cの要望に基づくものであり、その背景には、前記中央執行委員会計画11号がある。すなわち、同計画によりC I A Cには、「権力の検査、汚職・消極的現象の防止に関して新たな制度の設立の研究、提案をする」との任務が与えられており、これを2025年中に完了する必要がある。C I A Cは、汚職取締の専門機関を有する国⁸¹と、有しない国の研究を行っている。日本は後者に属するが、ベトナムとの間では、検察院（検察官）が起訴権限を独占していること、大陸法系の刑事手続に当事者主義的要素を加えたことなどの法制度以外に、文化や歴史、さらに、実質面を見れば社会や政治の面でも共通点を

⁸⁰ 越語原文は「Đây là sự việc rất đau xót, nhưng vì sự nghiêm minh của kỷ luật đảng, để giáo dục, ngăn ngừa, cảnh tỉnh, răn đe các trường hợp khác và vì sự lớn mạnh của Đảng buộc chúng ta phải làm」。

⁸¹ 汚職取締の専門機関としては、シンガポールのC P I B (Corrupt Practices Investigation Bureau)、香港のI C A C (Independent Commission Against Corruption、廉政公署) などがある。

見出せる。ベトナムが目指す「社会主義法治国家」に関する研究が必要であるものの、個人的には、CIAICに対して日本人の専門家が提供できる知見は少なくないと考えている。残りのプロジェクト活動が充実したものとなることを心より祈念している⁸²。

⁸² 本稿執筆に必要な情報収集及び越語資料の翻訳においては、プロジェクトオフィスの日越スタッフ（マイ・ティ・フォン、ダオ・ミン・フォン、チャン・ホアン・アイン、ドー・ゴック・アイン、グエン・ミン・ティ・トゥほか）に多大な貢献をしてもらった。末筆ながら、この場を借りて感謝申し上げます。

2021年10月25日付中央執行委員会規定37号の概要（メモ）

※党規約、憲法、第13期中央執行委員会・政治局・書記局の執務規制に基づき、党の規律を強化し、党員の政治的品質、革命的倫理、前衛・模範の性格を維持し、指導者の能力及び党組織の戦闘力を向上させるために以下の党員の禁止事項を定める。

- 1条 「政治綱領、党規約、党の決議・指示・結論・規定・規制・決定に反する又はそれを実現しない発言・執筆・行動；法令が許していないことをすること」
- 2条 党の組織・活動の原則を執行しないこと；管轄の党組織によって未だ決定されていない国家や党などの職名に自ら立候補すること
- 3条 マルクス＝レーニン主義及びホーチミン思想に反対、否定、歪曲すること；個人主義、機会主義、利益主義、「任期思考」、権威主義、官僚主義など
- 4条 党及び国家の機密情報・文書又は公開が許可されていないものの提供・開示・逸失又は執筆・投稿；党のガイドライン・方針及び国家の法令に反する情報・見解を隠匿・宣伝・拡散・扇動等
- 5条 「誤ったニュースや記事を執筆・発言・発表する他者に、執筆又は文書を提供すること、それらに対して規定に従った返答や訂正をしないこと。不健全で、ベトナムの善良な風俗に反する、社会に悪影響を及ぼす扇動性をもたらし作品・事業・文学・芸術を創作・生産・隠匿・流通すること；規定に照らして正しくない記事・発言・インタビュー・回想録・映画・写真を流通させること。」
- 6条 捏造した内容の告発をすること；他人が書類に署名する、名前を隠す、偽名を名乗るなど
不服申立て人・告発者に対する脅迫、拷問、報復；告発者・批評者・意見提出者の保護に関する党及び法令の規定を実現しないことなど
- 7条 「党の規定及び国家の法令に反する組織を作ること、組織・集会に参加すること；安寧秩序を失わせるようなデモ、集会を行うこと」
- 8条 内部団結を失わせるような派閥・部局の活動に組織、扇動、参加すること。組織及び個人に対する名誉棄損・誹謗中傷・恣意的な評価等のために党及び国家に対する反映・意見を利用すること
- 9条 忠実ではない報告・ファイルの作成・履歴書の提出・財産収入の申告。適法ではない学位記・証明書等の使用；規定に反する国籍の取得、外国への送金・財産移転、口座の開設及び外国における財産の売買
- 10条 党の規定及び国家の法令に反する内容の文書を指揮・参謀・発布すること。投資管理、建設、党及び国家の建物・土地・天然資源・財政・財産の使用における規定に適合しないこと

- 1 1 条 公務倫理の違反、隠ぺい又は虚偽の報告；直接の管理下にある機関・単位・地方・個人において団結を失わせる状況、汚職、浪費、消極及びその他の違反を発生させること
- 汚職、浪費、消極の各行為の不報告、不処理
 - 私腹を肥やすため、妻（夫）・子・父・母・血のつながった兄弟姉妹・妻（夫）側・その他の者が当該者の職務・地位・仕事を利用することに干渉し、影響を与え、又は、そのようにさせること
 - 金儲け、汚職、消極、党の規定及び国家の法令に違反する行為をかばうため、公共の利益のために能動的かつ創造的な幹部の奨励・保護の主張を利用すること
- 1 2 条 自身又は他人が受領・選用・企画・輪転・補任・提挙・応挙・褒賞・名号の封贈・就学・海外渡航・規定に反する幹部制度政策の実現のため、あらゆる形式の下での組織・個人に対する職・権の追求、かばうこと、手助け、干渉、影響を与える行為
- 1 3 条 党の規定及び国家の法令の違反行為をかばい、手助けするために、検査、監察、監査、会計検査、捜査、起訴、審理、判決執行、特赦の審査、不服申立て・告白の解決の活動に干渉、影響を与えること。他人の責任、刑罰を軽くするために組織及び個人に影響を与え、強制し、買収すること
- 1 4 条 横領、賄賂の供与・受領・仲介、又は、あらゆる形式の下での賄賂の仲介のための仕事の地位の利用；組織、参加又は創造
- 1 5 条 責任ある組織及び人間が誤った決定をすること、自身又は個人・組織・機関・営業のために私利を得ることにつながる、あらゆる形式の下での贈答品の供与・受領
- 1 6 条 節約を実行しないこと、公の財政・財産の管理・使用における逸失・浪費の発生を放置すること；規定に反する公の財産の購入・管理・使用
- 1 7 条 追求及び管理に係る専門分野・領域に関連する組織・個人の援助により、妻（夫）・子・父・母・血のつながった兄弟姉妹・妻（夫）側・自身及びその他の者が旅行をする、学習する、病気の治療を受けるために干渉し、影響を与えること
- 1 8 条 あらゆる形式の下での賭博を組織・参加すること；各麻薬物質の使用；規定に適合しない又は遊蕩になる程度の酒・ビールの使用、及び他の社会の弊害
浪費又は金儲けの目的で個人・家族社会の結婚式、葬式及び他のイベントを組織すること
社会の中で間違っている行為に対して冷淡、無感動であること；家庭内で暴力をふるうこと；人口政策に違反すること；夫婦のように他人と同棲すること；外国人との結婚の規定に違反すること
- 1 9 条 迷信、迷信的な活動；不適法ないし私利私欲を図るための活動・信仰を利用した宗教を擁護又は参加すること

※その他、実施機関に関する規定（中央検査委員会が実施ガイドを定めること、当規定に違反した党員は厳明・正確・適時に党の規定及び国家の法令に従って処理されること、当規定は2011年11月1日付第11期中央執行委員会規定47号（47-QD/TW）に代わるものであることなど）

※党ウェブサイト

<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/he-thong-van-ban/van-ban-cua-dang/quy-dinh-so-37-qdtw-ngay-25102021-cua-ban-chap-hanh-trung-uong-ve-nhung-dieu-dang-vien-khong-duoc-lam-7919>

2022年9月8日付中央執行委員会通知20号の概要（メモ）

※中央組織委員会の提議（意見書 02-TTr/BTCTW, 10/08/2022）を検討した結果の政治局結論であり、規律後に政治局・書記局の管理下に属する幹部に対する仕事の配置に関するもの

1. 規律後に政治局、書記局の管理下に属する幹部に対する仕事の配置は、幹部に対する免職・辞職に関する党の規律及び政治局の規定の厳格な実現を狙いとしている；能力不足や威信失墜によって規律を受けた幹部を任期終了や任命期間終了を待たずに適時に交代させ、「入る者がいれば出る者がいる、昇る者がいれば降りる者がいる（có vào, có ra, có lên, có xuống）」という幹部の仕事の方針を実現すると同時に、規律処分を受けた幹部が修正、欠点の克服、奮闘の継続、修養、鍛錬の機会を持てるように条件を造る；党の建設・整頓の仕事の増強に貢献し、幹部、党員及び人民の党及び制度に対する信念を強固なものにする
 2. 能力不足や威信失墜によって警告又は譴責を受けた幹部に自ら辞職を願い出るよう勧告すること、もし自ら辞職を願い出ない場合は、権限ある上司が規定に基づく免職を検討すること
 3. 辞職ないし免職後の幹部の配置については、党の規定、国家の法令及び以下の方針に従う：
 3. 1 定年前や任期前に自ら辞職を願い出た幹部については、権限ある上司によってその願望が検討される
 3. 2 もし幹部が仕事の継続を希望したら、権限ある上司は以下のように配置を検討する：
 - a) 仕事の期間が5年未満の場合：
 - 当該幹部が中央執行委員の場合、政治局は個別具体的場合に適合する配置を検討する
 - 当該幹部が中央及び地方の機関に属する場合、権限ある上司によって、専門の仕事への配置を検討され（指導者、管理者の仕事以外）、任命されていた元の職にとどまることができる
 - b) 仕事の期間が5年以上の場合：
 - 権限ある上司は、前項記載の原則に従って仕事の配置を検討する
 - 当該幹部が規律を受けた後に自ら辞職を願い出た場合、権限ある上司によって、当該機関・単位・地方の実態に基づき、規律時から1階級下げの方針に従って個別具体的場合が検討される
- 新たな地位で24か月勤務した後、過ちや欠陥を克服し、優秀に任務を完了し

た場合、権限ある上司によって、従前担当していた又はそれに相当する職名への任命、再度の立候補を検討されることができ

4. 中央組織委員会に委任し、同委員会が、中央検査委員会及び各級委員会・党組織・機関・関連単位との調整を主導し、この通知結論を実現し、同時性・統一性を確保する；規律後に政治局、書記局の管理下に属する幹部に対する仕事の配置を検討する権限ある上司に参謀し、報告する
5. 各級委員会・党組織・機関・中央執行委員会直属の単位は、地方・機関・単位の政治任務の状況、要求に適合するよう、この通知結論に基づき、その具体化・組織化を行う

※党ウェブサイト

<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/he-thong-van-ban/van-ban-cua-dang/thong-bao-ket-luan-so-20-tbtw-ngay-892022-cua-bo-chinh-tri-ve-chu-truong-bo-tri-cong-tac-doi-voi-can-bo-thuoc-dien-8825>

2022年8月1日付汚職防止中央指導委員会ガイドライン25号の概要（メモ）

※汚職防止中央指導委員会の権限等に関する中央執行委員会規定32号、マルクス＝レーニン主義及びホーチミン思想に沿った理論的な研究に基づく党員の「自演変」・「自転化」の阻止等を目的とする中央執行委員会結論21号、党員の禁止行為に関する中央執行委員会規定37号、前記結論21号を実施するための中央執行委員会計画03号に基づき、汚職防止に関する任務の内容について前記規定32号を案内するもの

※I 定義

「規定32号において、以下の各語は次のように理解される。」

※I 1.

「幹部・党員・公務員・職員の消極とは、党の規約・綱領・決議・規制・規定・指示・結論…（以下「党の規定」）、国家の法令、ベトナム祖国戦線の規約、党・国家から任務を委託された政治－社会組織及び会議体の規約に違反し；道徳の標準・行動準則に違反し、民族の善良な伝統文化、党・国家の威信に悪影響を及ぼす行為、幹部・党員・公務員・職員の隊列を腐敗させる行為、人民の信念を低下させる行為、社会経済の発展過程を阻害する行為である。その中でも、最も明らかな消極の表れは、幹部・党員・公務員・職員の政治思想・道徳・生活様式の衰退であり、何よりもまず政治システム内の幹部指導者及び上級管理職のそれである。」

※同2.

「消極の事件とは、本ガイドライン第3部に定める幹部・党員・公務員・職員の消極行為に関連する幹部・党員・公務員・担当職員による刑事事件（汚職事件以外）である。」

※同3.

「消極の事案とは、本ガイドライン第3部に定める各消極行為に関連する幹部・党員・公務員・担当職員による事案（汚職事案以外）である。」

※同4.

「深刻・複雑で、社会・世論が関心を持つ消極の事件・事案とは、幹部・党員・公務員・職員の名誉・威信・道徳の品質・模範となる役割に深刻な影響を及ぼし、党・国家・制度に対する人民の信念を低下させ、かつ、以下の一つに属する汚職以外の事件・事案である；

4. 1 経済・政治・文化・社会・国防・安寧・対外に重大な、極めて重大な、若しくは特別に極めて重大な結果をもたらす、又は、重大な、極めて重大な、若しくは特別に極めて重大な犯罪に属する。
4. 2 多くの地方、多くのレベル、多くの領域に関連する。
4. 3 新聞雑誌・メディアのニュースにおいて大きく取り上げられたもの、社会世論

に差し迫った必要性を生じさせたもの；国会・人民評議会の代表者、有権者の関心があり、反映されたもの；ベトナム祖国戦線及び各政治社会組織が処理を建議したものの。

4. 4 敵対・反動勢力によって政治機会を利用した反抗活動が行われること。」
(以下略)

※本ガイドラインでは、重点的に防止・抑制されるべき19の消極行為を列挙（以下は概要）

- ①党の規定（上記I 1. 参照）や国家の法令を十分に実現しない
- ②人民主権の原則を守らず、違反を隠す
- ③党の規定に定められた責任を果たさない
- ④国家機密を自己の利益のために利用する、党の規定に反して開示する
- ⑤その場しのぎ、権力の濫用、短期的な視野で家族などの利益を図る
- ⑥現実的ではない官僚主義
- ⑦党の規定や国家の法令に反し、抜け穴のある文書を発行する
- ⑧直属の単位・地方における消極の報告を怠る
- ⑨投資・建設・銀行・保健・保険・入札・証券・社債・住宅土地・天然資源・金融等に関する党の規定に違反する
- ⑩自己の利益になる決定のために贈答品を受領する
- ⑪消極行為を報告・告発した者に対し脅したり、報復したりする
- ⑫党の規定に反する方法で事務所を経営する
- ⑬家族・親族・知人の利益になるよう影響力を発揮すること
- ⑭検査・監察・監査・会計検査・捜査・起訴・審理・判決執行等を妨害する
- ⑮資産や収入を不正申告する
- ⑯帰化の際に虚偽申告をする
- ⑰違法なマネロン・金銭貸借・送金等を行う
- ⑱結婚式・葬式・テト等において浪費する
- ⑲その他中央執行委員会によって深刻と判断される消極行為

※党ウェブサイト

<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/he-thong-van-ban/van-ban-cua-dang/huong-dan-so-25-hdbcdtw-ngay-0182022-cua-ban-chi-dao-trung-uong-ve-phong-chong-tham-nhung-tieu-cuc-ve-mot-so-noi-dung-ve-8778>

汚職防止中央指導委員会の任務・権限等の概要（メモ）

※汚職防止中央指導委員会の任務・権限等は、2021年9月16日付中央執行委員会規定32号（32-QD/TW）に定められている。

1. 指導委員会の機能

指導委員会は、政治局によって設立され、政治局と書記局に対し、全国範囲内に汚職・消極防止に関する事業を指導、協力、督促、検査、監察する責任がある。

2. 指導委員会の任務

1. 汚職・消極防止に関する仕組み、政策、法律、解決について、方針と方向性を検討、決定するように、政治局と書記局に参謀及び提案する。
2. 汚職・消極防止に関する党の方針、政策及び国家の法律を実施する際、各レベルの党委員会及び党の組織を指導、督促、協力、検査、監察する。
3. 機関、組織、部門及び権限のある者に予防及び是正措置を実行するよう建議、要求するために、責任範囲内での活動を通じて、汚職・消極が発生する原因、条件；汚職・消極が発生させたことに対する機関、組織の長の責任；仕組み、政策、法律の抜け穴、不備な点を明確にするよう中央直轄の党委員会、党の組織を指導する。
4. 中央直轄の各党委員会及び党の組織を指導し、汚職・消極防止における検査、監査、会計検査、捜査、起訴、審理、判決執行の事業を指導する。深刻、複雑で世論が関心を有する汚職・消極の事件の検査、監査、会計検査、処理、立件、捜査、起訴、審理、判決執行について、各党委員会、党の組織及び管轄権を有する国家機関を指導、督促、検査、監察する。
5. 汚職・消極の行為に関する不服申立、告発の処理、及び個人、組織によって発見、提供、建議された汚職・消極の事件・事案に関する情報の処理の権限を持つ中央直轄の各党委員会、党の組織及び党委員会委員、党員を指導、督促、検査、監察する。
6. 汚職・消極防止に関する党の方針、政策、国家の法律を宣伝するように指導し；汚職・消極に関する情報を提供するように方向性を定め；汚職・消極に関する情報の管理、提供に関わる規定の違反を処理することを指導し、及び汚職・消極の防止活動を利用することによって歪曲し、誹謗中傷し、名誉と尊厳を侮辱し、国家の利益、組織と個人の正当な権利と利益に損害を与え、内部の不一致を引き起こす行為を処理することを指導する。
7. 汚職・消極防止の事業の状況及び結果、指導委員会の機能、任務、権限の行使について、予備レビュー、総括を行い、政治局、書記局に定期又は不定期的に報告する。

3. 指導委員会の権限

1. 党団、党幹事委員会、省委員会、市委員会、中央直轄の党委員会、管轄権を有する

機関、組織、部門、個人に対し、汚職・消極防止の指導及びその事業の状況及び結果、汚職・消極に関する事件・事案の処理、不服申立、告発、及び汚職・消極の行為に関する情報の解決、指導又は管理の下で機関、組織、部門での汚職・消極の防止措置の実行について、報告するよう要求する。

2. 党団、党幹事委員会、省委員会、市委員会、中央直轄の党委員会に対し、管轄権を有する機関、組織、個人に汚職・消極の兆候がある事件・事案を検査、監査、会計検査、捜査、処理することを指導するよう要求する；その結論と処理が客観的、正確、厳格でないと信じる根拠がある場合に検査、監査、会計検査、捜査、処理を再検討することを指導する。
3. 検査、監査、会計検査、捜査、起訴、審理、判決執行を実施する機関に対し、汚職・消極に関する事件・事案を結論、処理するよう要求する。いくつかの具体的な事件・事案の処理の方針について直接指示し、又は党の規定及び国家の法律に従って厳密で正確な処理を保証するために、管轄権を有する機関、組織及び個人に、解決を再検討し又は再解決するよう要求する。必要に応じて、深刻、複雑で世論が関心を有する汚職・消極の事件・事案を処理することを直接指導するための各指導委員会を検討、設置することを政治局と書記局に建議する。
4. 幹部、党员、公務員、職員に汚職・消極の行為があり、汚職・消極に関する党の規定、法律の規定に反し、又は汚職・消極防止の活動を妨害又は困難にする行為があると信じる根拠がある場合、検討、決定のために政治局と書記局に建議し、又は管轄権を有する機関に対して党の規定及び国家の法律に従って処理するよう要求する。
5. 検査、監査、会計検査、捜査、起訴、審理、判決執行の過程で、政治局、書記局、各級の党委員会の管理に属する幹部の違反を発見した場合、迅速に処理を指導するために、各党委員会、党の組織、国家機関に対し、直ちに指導委員会、幹部を管理している党委員会に報告するよう要求する；同時に、党の規定に従って検査、処理するために、中央検査委員会、幹部を管理している党委員会の検査委員会に対し、関連する書類、資料を転送する。検査、監査、会計検査、判決執行の過程で、犯罪の兆候がある違反を発見した場合、終了してから転送するのを待つのではなく、権限に従って処理するために、迅速に捜査機関に転送する。
6. 汚職・消極防止の事業について、各党委員会、党の組織、関連する機関、組織、部門及び個人と直接協力し；必要に応じて、指導委員会の任務を遂行するために、組織機構、幹部、公務員、職員及び関連する各機関、組織の手段を使用することができる。

※汚職防止中央指導委員会ウェブサイト

<https://noichinh.vn/gioi-thieu/ban-chi-dao-tw-ve-phong-chong-tham-nhung/>

第24回汚職防止中央指導委員会の概要（メモ）

※2023年上期、第13回党大会から現在までの防止及び反汚職・消極（以下「汚職防止」）の活動結果に対する議論・コメントを行い、2023年下期の主要課題を決定

※活動結果の概要は以下のとおり（冒頭で、防止及び反「自演変」「自転化」の成果にも言及）。

- ① 党建設・政治システム・反汚職に関する多くの重要なガイドライン・規定が見直され、修正・補充、実施された。特に、チョン書記長の本は、清廉かつ強力な党建設に貢献するものである。

第13回党大会から現在まで、中央執行委員会・政治局・書記局は、3つの内政・反汚職の会議を開催し、党建設・政治システム・反汚職に関する仕事を強化する100超の文献を発行した（第12回党大会任期前半比2倍）。国会は、24の法令を成立させ、多くの重要な決議を発行した。政府及び政府首相は、335の議定、86の決定を発行し、各省・部門は1,800近い通達を発行して、汚職・消極を「できない」ためのメカニズム完備における国家管理の効力・効果の向上に貢献した。

- ② 検査・監察・監査・会計検査が継続的に強化され、厳明に規律し、辞職を勧奨し、適時に免任し、規律された幹部・能力が制限された幹部・威信の低い幹部を配置換えした。

2023年上期には、各級の級委員会・検査委員会は、汚職による218名の党員を、収入・財産の申告に関する違反をした10名の党員に対する規律を施行した。中央執行委員会・政治局・書記局・中央検査委員会は、中央の管理に属する13名の幹部に対する規律を施行した。監査・会計検査の部門は、汚職・消極の発生しやすい領域・地盤、指導委員会の指導に従ったテーマ・事案の監査に集中し、監査を通じて、165兆ドン近い財政の回収・処理を建議し（前年同期比10倍）、784の集団・2,912の個人の責任の処理を建議した。各職能機関は、指導委員会常直による汚職・消極の発見・処理の協力メカニズムを厳格に実施し、検査・監察・監査・会計検査の活動を通じて、犯罪の兆候のある320超の事案を捜査・処理するため、法令の規定に従い、捜査機関への送致を施行した。

第13回大会任期当初から現在まで、中央の管理に属する91名の幹部に対する規律を施行、その中には、17名の党中央委員・元党中央委員、23名の武装勢力の将級士官がいる（第12回大会任期前半比2倍近く）。監査・会計検査の部門は、340兆ドン超の財政（第12回大会任期前半比2倍超）、1,700ヘクタール超の土地の回収・処理を建議し、6,600超の集団・

18,000近い個人に対する責任の処理を建議した。各職能機関は、犯罪の兆候のある1,200近い事案を検討・処理するため、法令の規定に従い、捜査機関に送致した（第12回大会任期全体と比べて2倍近い増加）。

これまで、中央は、中央の管理に属する15名の幹部に対して職務停止・退職・配置換えを検討し、各地方は、規律された後の150近いケースにおいて辞職・免任・退職・配置換えを行い、その中には、中央の管理に属する4名の幹部、省委員会・市委員会が管理する常務委員会に属する65名の幹部がいた。

- ③ 捜査・起訴・審理の仕事は、強力に決烈に遂行され、特に嚴重な、国内・国外の全区域で発生した多くの汚職・消極の事件は、「禁止区域なし、例外なし」として、系統的・慎重・厳明な処理を指導された。

2023年上期には、全国の各訴訟遂行機関は、各汚職罪で452事件／1,409被疑者を立件・捜査した（前年同期比155事件／727被疑者の増加）。指導委員会が追跡・指導した事件・事案について言えば、新たに7事件／37被疑者を立件、15事件において149被疑者を補充立件し、7事件／107被疑者の捜査を終了、2事件／34被疑者の補充捜査を終了し、9事件／175被疑者の起訴状を発行し、10事件／131被告人の第一審を審理し、7事件／62被告の控訴審を審理した。

第13回大会任期当初から現在まで、各汚職罪で1,304事件／3,523被疑者を立件・捜査し（第12回党大会任期前半比、事件数は2倍超、被疑者数は3倍超）、指導委員会の計画に従って23の重点事件の審理を完了した。特筆すべきは、各訴訟遂行機関が、国内・国外の全区域における、人民において差し迫った多くの大規模・広範囲・体系的・組織的な汚職・消極事件の発見・立件・捜査を主導し（領事局において発生した事件（外務省）、FLC集團の事件、タン・ホア・ミン集團の事件、ヴァン・ティン・ファット集團の事件、AIC社の事件、ビン・トゥアンにおいて発生した土地・国家財産の管理・使用に係る各事件、ベトナム車検局と一部の車検センターの事件…）、立件した多くの被疑者は現職・退職の高級幹部、武装勢力の将級士官であり（第13回大会任期当初から現在まで、中央の管理に属する31名の幹部を刑事処理し、その中には、2名の大臣・元大臣、4名の省委員会の書記・元書記、5名の次官・元次官、7名の省・中央直轄市級の人民委員会の主席・元主席、2名の政府副首相補佐官、9名の武装勢力の将級士官がいた）、AIC社及びいくつかの地方において発生した各事件における逃亡中の各被疑者・被告人の捜査・起訴・欠席審理を行い、各汚職・消極事件の捜査・起訴・審理において突破口を作った。

- ④ 汚職・消極財産の回収の仕事；鑑定、財産査定；汚職・消極犯罪及びそれ以前の重要な段階に関する情報源の発見・転交・接受・処理の指導への集中、

積極的な変化。中央指導委員会の追跡・指導に属する各事件については、2023年上期において、各民事判決執行機関は、指導委員会の追跡・指導する事件・事案で2兆1,000億ドン近くを回収した；第13回大会任期当初から現在まで、53兆ドン超を回収した（第12回大会任期全体と比べて2.5倍に増加）；その中では、外国に分散隠匿された多くの財産を回収した；典型的には、外国におけるファン・サオ・ナムの270万米ドル、12万7,000シンガポールドルである。

指導委員会は、汚職・消極犯罪に関する情報源の発見・転交・接受・処理の仕事と、鑑定・財産査定の仕事に関する8つの検査団を設立した。検査を通じて、多くの汚職・消極の事件・事案の検査・監査・会計検査・捜査・処理の多くの存在・制限を整頓・克服し、この領域における多くの積極変化を造り出した。指導委員会常直も、専門的な会議を組織し、困難・妨害を克服するため多くの指導を行い、指導委員会の追跡・指導に属する各事件・事案に係る鑑定・財産査定の仕事における変化を造った。

- ⑤ 汚職防止の各職能機関、地方・基礎における汚職防止の仕事は、強力に指導し、「上は熱く、下は冷たい」の状態を克服する第一歩となった。2023年上期には、地方の各訴訟遂行機関は、汚職犯罪に関して419事件／1,324被疑者を立件（前年同期比252事件／989被疑者の増加）；多くの地方は、元幹部が省委員会の書記、省人民委員会の元主席・副主席、省委員会常務委員会委員、局長、副局長、県級の人民委員会主席を立件した。

各職能機関は、汚職防止における汚職・消極の各幹部・党員を発見、決然と厳明・適時に処理した。2023年上期では、これら各機関内で汚職・消極による過ちのある120超の幹部・党員のケースを発見・処理、その中で60超のケースを刑事処理した。第13回大会任期当初から現在まで、汚職防止の各職能機関内の590超の幹部の規律を処理し、その中には200超の刑事処理されたケースがあった。

- ⑥ 汚職防止に関する情報・宣伝の仕事は大きな刷新があった；汚職防止における各民選機関・ベトナム祖国戦線・新聞雑誌・人民の役割は、より良く発揮された。メディア・新聞雑誌の各機関は、より深く、骨太に情報発信・宣伝し、多くの新しい特集…を組んだ。2023年上期では、新聞雑誌・メディアの各機関は、汚職防止の仕事に関する12,831情報を掲載した（前年同期比2倍超）。第13回大会任期当初から現在まで、汚職防止に関する29,678情報を掲載した（第12回大会任期前半比3倍近く）。～以下略

国会・国会常務委員会・ベトナム祖国戦線は、公民の不服申立て・告発の解決、幹部・党員の道徳の修養・鍛錬のような汚職防止の仕事に関する多くのテーマの監察に集中した；節約の実行・反濫費の政策・法律を実施した；汚職・経済の各事件において紛失・占奪された財産を回収した；…

※2023年下期及び今後において、指導委員会は、各級委員会・党組織・職能機関が指導委員会の2023年ワーキング・プログラムに従った各任務と、指導委員会委員長の同志書記長の各結論の効果的な実施の領導・指導に集中するよう要求し、その中で各任務のうち集中する主要なものは以下のとおり：

- ① 汚職防止のための体制の建設・完備を引き続き強化するよう指導する。重心は、汚職・消極が発生しやすい各領域における権力と汚職防止の監視に関する；告発者、汚職・消極の情報提供者の保護に関する体制の早期の完備である。検査を通じて示されたメカニズム・政策・法律における抜け穴・不足と、検査・監察・監査・会計検査の各団、捜査・起訴・審理・建議及び提出された案の施行の各機関の具体的な各問題を緊急に克服する。土地法、財産競売法、信用組織法、不動産経営法、汚職防止に関係するその他の法案の修正を完成する；2030年までの汚職防止国家戦略を緊急に発行する。
- ② 鑑定・査定・材料提供における各妨害の処理の協力・主導の指導を強化する；嚴重・複雑・社会世論の関心のある汚職・消極の各事件の確明・捜査・起訴・審理、各事案の処理の進度を速める。現在から2023年末までに、7事件の捜査、9事件の起訴状の発行、11事件の第一審審理、7事件の控訴審理を完了し、指導委員会が追跡・指導する11事案の確明・解決を完了するよう奮闘する。特に、Viet A社、FLC集団、タン・ホア・ミン集団、ヴァン・ティン・ファット集団、クアンニン保健局及びAIC社において発生した各事件の捜査・起訴・審理、ダナン・クアンガイ高速道路プロジェクトにおいて発生した事案の第2段階…の進捗・完了の加速に集中する。
- ③ 汚職・消極の発生しやすい各領域（ママ）の検査・監察・監査・監視の強化と、指導委員会の計画に従った各専門テーマの監査・監察の緊急の完成を指導する。指導委員会の追跡・指導に属する各事件・事案に関係する各組織・党員の過ちの検査・終局処理に集中する。政治局の正しい主張に従って規律された後の幹部に対する辞職・免任・仕事配置のためのレビュー・検討を継続する。一部の幹部・党員、特に指導者・高級管理者の押しつけ・回避・嫌々働くこと・誤りを恐れて思い切っていないことの表現の整頓・克服の指導に集中する。
- ④ 汚職防止に関する国家の法律の成立に関する党の主張・政策の体制化の仕事に関する専門テーマの検査を展開する；指導委員会の2023年ワーキング・プログラムに従った各提案を完成する。
- ⑤ 幹部・党員・人民における宣伝、教育、廉正で汚職・消極をしない文化の建設の堅持の仕事の効果を強化・向上する指導を継続する。汚職防止の闘争におけるベトナム祖国戦線、各組織構成員、新聞雑誌、人民の役割を更に発揮する。
- ⑥ 省級の汚職防止指導委員会の活動の効果を向上する指導を継続する；地方・基

礎における汚職防止の仕事における「小さな汚職」の弊害を決然と克服し、より強力な変化を造る。

※また、本会議において指導委員会は、法律の規定に従って解決が完了された指導委員会の追跡・指導に属する10事件・1事案に対する処理の指導を終了することで一致した。

※中央内政委員会ウェブサイト

<https://noichinh.vn/cong-tac-phong-chong-tham-nhung/202308/phien-hop-thu-24-cua-ban-chi-dao-trung-uong-ve-phong-chong-tham-nhung-tieu-cuc-312876/>

中央内政委員会の任務・権限等の概要（メモ）

※中央内政委員会（C I A C）の任務・権限等については、2020年1月2日付政治局決定216号（216-QD/TW）に定められている。

1. 機能

中央内政委員会は、中央執行委員会にとっての（政治局、書記局にとっては直接かつ常時の）内政、汚職・消極防止及び司法改革分野の主要な政策及び方針に関する助言及び補佐を行う機関であり；同時に、党の内政事業に関する専門業務機関であり、汚職・消極防止中央指導委員会及び中央司法改革指導委員会の常務機関である。

2. 任務、権限

1. 研究、助言

- a) 内政、汚職防止及び司法改革に関連する提案に重点を置いた立法事業に関する党の観点、方針及び方向性への研究・助言を主宰、又はそれらに協力する。
- b) 国家安全、汚職防止及び司法改革に関し、いくつかの主要な方針及び政策に係る研究・助言を主宰、又はそれらに協力する；内政機関（検察院、裁判所、司法、監査、公安、軍隊）、ベトナム法律家協会、ベトナム弁護士連合会及び中央における内政、司法分野に関連する機関、組織の機構及び活動に関する研究・助言に協力する。
- c) 政治局、書記局、汚職・消極防止中央指導委員会及び中央司法改革指導委員会が内政、汚職防止及び司法改革分野における仕組み、政策、法律の抜け穴、不備な点の修正、補充、克服を領導・指導することの研究・助言を主宰し、又は関連する機関と協力する；規定に基づき、深刻かつ複雑で、世論が関心を有する事案・事件を処理するための方針及び方向性を定める
- d) 実践的な問題を総括し、科学的研究を行い、内政、汚職防止及び司法改革に関する理論の作成に貢献する。

2. 案内、検査、監察

- a) 政治局、書記局が内政、汚職防止及び司法改革分野における年次検査・監察のプログラム・計画を作成・実施することを助言、補佐するために中央検査委員会と協力する。
- b) 各党委員会と党の各組織が内政、汚職防止及び司法改革分野に関する党の方針、政策、国の法律の実施に関して、案内、追跡、督促、検査、監察を主宰し、それらに協力する。
- c) 政治局、書記局が内政機関、ベトナム法律家協会、ベトナム弁護士連合会における党の方針、政策、国の法律の実施の検査・監察への補佐を主宰し、又は関連する機

関と協力する。

- d) 政治局、書記局、汚職防止中央指導委員会によって割り当てられた事件の処理に関する指導、案内、追跡、督促、検査、監察を主宰し、又は関連する機関と協力する。
- e) 省委員会・市委員会の内政委員会及び各党委員会、党の組織における内政、汚職防止及び司法改革事業を担当する幹部に対し、業務を案内・育成することを主宰し；省委員会、市委員会及び中央直轄の党委員会及び党の組織における内政、汚職防止及び司法改革事業に対する方向性・任務に関与する。
- f) 党の規定に基づき、内政、汚職防止及び司法改革分野における検査、監察に関する他の任務を遂行する。

3. 査定

内政、汚職防止及び司法改革の分野に属する提案・方針に対し、政治局、書記局に提出する前に査定を行い、又は意見を付する。

4. 組織・幹部の事業への参加

- a) 省委員会又は中央直轄市委員会の内政委員会の機能、任務、組織機構の案内に中央組織委員会と協力する。
- b) 規定に基づき、政治局、書記局の管理下にある幹部職位及び他の職位に対する幹部の事業に対して、査定を行い、意見を付することに中央組織委員会及び関連する機関と協力する。

5. 政治局の規定、汚職防止中央指導委員会及び中央司法改革指導委員会の業務規程に従い、汚職防止中央指導委員会の常務機関、中央司法改革指導委員会の常務機関の任務を遂行し、権限を行使する。

6. 機能、任務及び権限に従い、内政、汚職防止及び司法改革分野に関し、国際協力をする。

7. 政治局、書記局、汚職防止中央指導委員会、中央司法改革指導委員会によって割り当てられた他の任務を遂行する。

8. 機能、任務を遂行するために、中央内政委員会は以下に掲げる権利がある：

- a) 割り当てられた機能と任務を遂行するために、中央の内政機関と司法機関及び中央直轄の党委員会、党の組織に対し、定期又は不定期に報告するよう要求し；各党委員会、党の組織、関連する機関、組織、部門、個人に対し、任務について作業し、また任務遂行に関連する情報、資料を報告・提出するよう要求する。
- b) 中央内政委員会の機能、任務に関連する内容のある省委員会、市委員会、党幹事委員会、党団、中央直轄の党委員会の会議に参加する。

3. 組織機構

ア C I A Cは共産党の中央レベルの委員会であり、指導者は以下のとおりである。

・ファン・ディン・チャック委員長

政治局員、書記局員、「汚職防止中央指導委員会」常務委員会副委員長、「司法改革中央指導委員会」常務委員会副委員長

・ヴォー・ヴァン・ズン副委員長常直（筆頭）、党中央委員、「汚職防止中央指導委員会」委員

・グエン・タイ・ホック副委員長、司法改革中央指導委員会委員

・グエン・タイン・ハイ副委員長

・グエン・ヴァン・イエン副委員長

・ダン・ヴァン・ズン副委員長、常務委員会補佐官

イ C I A Cの内部部局は以下のとおりである。

・委員会指導者秘書

・事件・事案追跡処理局－第1局

・法律局－第2局

・総合研究局－第3局

・内政機関局－第4局

・防止及び反汚職・消極追跡局－第5局

・地方第1局、ハノイ

・地方第2局、ダナン

・地方第3局、ホーチミン市

・組織・幹部局－第7局

・司法改革局－第8局

・内政雑誌

・事務局

※C I A Cウェブサイト

<https://noichinh.vn/gioi-thieu/ban-noi-chinh-trung-uong/>

<https://noichinh.vn/gioi-thieu/>

第3 2回中央検査委員会の概要（メモ）

※チャン・カム・トゥー主任（委員長）が主宰。以下の内容を検討・結論した：

- ① クアンニン省人民委員会の党幹事委員会に対して違反の兆候がある際の検査結果を検討した後、汚職防止中央指導委員会の指導を実施する。中央検査委員会は以下のとおり認めた：

クアンニン省人民委員会の党幹事委員会は、民主集中原則と執務規制に違反した；責任が足りず、領導・指導を緩めたことで、A I C社等とF L C社によって実施されたプロジェクト／請負パッケージの管理・実施において、省人民委員会、多くの組織・個人に党の規定及び国家の法律に違反させた；多くの党組織・党員が規律処理された。

上記違反は嚴重な結果・損害・損害の危機・大金と国家財産の浪費を生じさせ、社会に悪い世論を生じさせ、党組織・地方政権の威信に影響を及ぼし、規律を検討・処理するに至った。

上記違反・欠点に対する責任は、2011～2016・2016～2021任期のクアンニン省人民委員会の党幹事委員会及び以下の各同志に属する：

グエン・ヴァン・ドック元党委書記・党団書記・省人民評議会議長・党幹事委員会書記・省人民委員会主席、

グエン・ドゥック・ロン元党委副書記・党団書記・省人民評議会議長・党幹事委員会書記・省人民委員会主席；各同志：

ドー・トン、ダン・ファイ・ハウ、グエン・ヴァン・タイン元党委常務委員会委員・省人民委員会副主席、

ドー・ヴァン・ルック元党委常務委員会委員・省公安局局長、

ヴァー・スアン・ジエン党委常務委員会委員・省内政委員会委員長、

ヴァー・ヴァン・ジエン党委常務委員会委員・省人民委員会副主席、

ヴァー・テイ・トゥー・トゥイ党委委員・省人民委員会副主席；各同志：

チャン・ヴァン・フン、チャン・ドゥック・ラム、グエン・ヴァン・ミン元党委委員・計画投資局局長；

グエン・ゴック・トゥー元党委委員・天然資源環境局局長；

グエン・マイン・クオン元党委委員・建設局局長；

ホアン・クアン・ハイ党委委員・交通運輸局局長；

グエン・マイン・トゥアン党委委員・建設局局長；

カオ・ゴック・トゥアン党委委員・税務局局長；

グエン・マイン・クオン、カムファー市委員会副書記・市人民委員会主席・元クアンニン省の民間工事・工業プロジェクト管理委員会委員長。

上記違反に関連し、2015～2020任期の省党委常務委員会；2016～2021任期のクアンニン省人民評議会の党団及びいくつかその他の党組織・党員にも責任がある。

内容・性質・程度・結果・違反の原因を検討し；党の規定に基づき、中央検査委員会は規律施行を決定した：

警告：

2011～2016・2016～2021任期のクアンニン省人民委員会の党幹事委員会及び各同志：ドー・トン、グエン・ヴァン・タイン、ドー・ヴァン・ルック、グエン・ヴァン・ミン、チャン・ドゥック・ラム；グエン・マイン・クオン元党委委員・建設局局长；グエン・マイン・クオン、カムファー市委員会副書記・市人民委員会主席・元クアンニン省の民間工事・工業プロジェクト管理委員会委員長。

譴責：

2016～2021任期のクアンニン省人民評議会の党団及び各同志：ヴー・ヴァン・ジエン、ホアン・クアン・ハイ、カオ・ゴック・トゥアン、グエン・マイン・トゥアン。

中央検査委員会は、2015～2020任期のクアンニン省党委常務委員会及び各同志：

グエン・ヴァン・ドック、グエン・ドゥック・ロン、ダン・ファイ・ハウ、ヴー・スアン・ジエン、ヴー・ティ・トゥー・トゥイ、グエン・ゴック・トゥー、チャン・ヴァン・フンの規律施行を検討するよう政治局・書記局に提議する。

中央検査委員会は、中央検査委員会の結論に従い、関連する14党組織・10党員の規律施行の決定を発行するようクアンニン省党委常務委員会に要求する。

- ② ニントゥアン、ハウザンの各省において、省党委常務委員会及び省党委検査委員会に対する党規律の検査・監察・施行任務の実施の検査、中央の管理に属する各幹部同志に対する財産・収入申告の検査の結果を検討し、中央検査委員会は以下のとおり認めた：

基本的な優位点に加えて、各党組織・党員は、党の財政・財産の管理・使用における党規律の検査・監察・施行の任務実施の領導・指導・組織化と、財産・収入の申告においていくつかの違反・欠点が検査された。中央検査委員会は、各党組織・党員に、厳粛に検査・点検され、経験を引き出し、指摘された違反・欠点を適時に克服するよう要求する；優位点を発揮し、各級委員会・党組織・各級の検査委員会が検査・監察を実施するよう領導・指導を強化する、重心は：政治思想・道徳・暮らしに関する衰退の表現の検査、党員の禁止行為、模範を示す責任に関する規定の実施；幹部任務；土地・資源・鉦産の管理・使

用；装設備の購入；各投資プロジェクト及び社会において目立って差し迫った問題の実施。

- ③ この会議では、また、中央検査委員会は、1党組織・2党員に対する告発を検討・解決し；4つのケースにおける規律に対する不服申立てを解決し、その他いくつかの重要な内容を検討・決定した。

※中央検査委員会ウェブサイト

<https://ubkttw.vn/danh-muc/tin-tuc-thoi-su/thong-cao-bao-chi-ky-hop-thu-32-cua-uy-ban-kiem-tra-trung-uong.html>